

第八十四回国会 議院 農林水産委員会議録 第十六号

昭和五十三年四月十九日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 中尾 栄一君

理事 林 義郎君

理事 片岡 清一君

理事 野坂 浩賢君

理事 稲富 稔人君

理事 石川 金子 岩三君

理事 熊谷 義雄君

理事 國場 幸昌君

理事 関谷 勝嗣君

理事 塚原 俊平君

理事 福島 讓二君

理事 森 清君

理事 島田 琢郎君

理事 武田 芳賀君

理事 吉浦 忠治君

理事 津川 武一君

理事 農林大臣臨時代 理

出席政府委員

外務省アジア局 次長

農林政務次官 農林大臣官房長

農林省構造改善 局長

水産庁長官 水産庁次長

農林省農林經濟 次長

森 今村

大場 恩田

森 幸雄君

敏彦君

和助君

勇君

作衛君

宣夫君

幸雄君

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内)

本日の会議に付した案件
案(内閣提出第六〇号)
漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内)

閣提出第五八号)
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員
共済組合からの年金の額の改定に関する法律等
の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
○中尾委員長 これより会議を開きます。
漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律
案を審議とし、審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。
○角屋委員 本日から漁船積荷保険臨時措置法の
一部を改正する法律案について、本委員会における
審議が始まるわけでございますが、きょうは、
本委員会の理事会並びに委員会の了承を得まし
て、この法律の改正案の審議に参考人として矢野
さんと中里さんをお呼びしたのでございますが、
後ほど参考人にはそれでお伺いをいたしたいと
思います。

いわゆる漁船積荷保険の試験実施、それから五
年間の延長が要請されておりますけれども、そ
れが認められた場合における引き続きの試験実施
から本格実施への問題、あるいは保険、共済の三
団体、三制度の統合一元化問題、こういったこと
について法案の審議上必要であると考えましたの
でお呼びをいただいたわけでございます。参考人
は大変御苦労さんでござりますけれども、安倍農
林大臣臨時代理は前半一時間おいでになられて、そ
の後官房長官の要職にもあられますので、後ほど他の
用務に行かれるというふうなことで、私もそれを
了承しておるわけであります。したがって、最
初漁業をめぐる国際環境問題から入りまして、そ
れから五カ年間延長するとして本格実施への展望、
こういった順序でお尋ねをいたしたいと思います。

○安倍国務大臣 今回の日ソ漁業交渉、大変厳し
るので、大臣初め政府委員の方から、ひとつ率直な
御答弁をいただきたいと思います。
漁船積荷保険臨時措置法に基づいて、御承知の
とおり昭和四十八年の十月から五カ年間の予定で
今まで試験実施がされてまいりましたが、御案
内のとおり、最近のわが国漁業をめぐる国際情勢
から見まして、特に昨年来の各国の相次ぐ二百海
里漁業水域の設定によりまして、新たな漁業秩序
の形成が急激に進展をするといったようなことか
ら、本格的な実施の場合の保険設計上の基礎デー
タをきっちりとするためには、さらに五カ年間の延
長をしてなるべく早い機会に本格実施に移そうと
思っています。

そこで、本法の本格実施のためには、申し上げ
るものから当然触れてまいらなければなりません。
そこで安倍大臣にお伺いしたいわけでございます。
けれども、きょうあたりの報道でも大々的に出て
おりますように、日ソの漁業交渉がぎりぎりの大
詰めにまいつておるわけでございます。中川農林
大臣が訪ソされまして、今月の十二日以来きのう
で七回目の中川農林大臣・イシコフ漁業相の交渉
を通じて、漁獲高の問題あるいはソ連が新しく提
起してまいりました禁漁区をぜひ縮小してもら
たいという問題、そういうことで精力的な交渉が
続けてまいりましたが、日本側から見て満足
できる結果ではございませんけれども、高次の政
治判断をしなければならぬ段階を迎えておると思
うわけでございます。

この機会に、日ソ漁業交渉の経過の上に立つ
て、政府としてどういう政治判断をしておられる
か、こういった点を安倍大臣から御答弁を願いた
い、こういうふうに思います。

○安倍国務大臣 今回の日ソ漁業交渉、大変厳し

立場がございましたけれども、ぜひイシコフ漁業相にも会いたいということでおざいましたが、イシコフ漁業相が日程の関係がございまして、ジガロフ次官、モイセー・エフ氏等と日ソ漁業の将来問題についていろいろ隔意ない意見を交わしました。中川農林大臣からも、イシコフ漁業相に会ったらぜひよろしくということでありましたが、その伝言をお伝えしたわけでございますけれども、とにかく大変苦労されて大詰めに来ておる。

しかし、考えてみますと、去年の段階は非常に厳しい状態の中で、当時の鈴木農林大臣が二月二十七日に第一次、四月七日に第二次、五月三日に第三次という訪ソの中で、超党派議員団の派遣までしながら、一方では二百海里時代に即応して領海法の成立というふうなことで、われわれも大局的な立場から協力しながらやつてきた経緯も去年はあるわけです。

しかし、ことしの場合、冒頭にサケ・マスについてソ連側から沖取りの抑止というふうな提案があり、その壁を、折衝の過程で譲歩を求めながら今日まできたという努力については、これは一 定の評価をしなければならぬかと思ひますけれども、いま大臣からお答えのように、四万二千五百トンで受け入れざるを得ないとことになりますと、去年大幅な漁獲量の削減、減船という厳しい試験を乗り越えてきただけに、さらにもう一度、やる気十分のサケ・マスの漁業者に相当厳しい減船を引き続き要請しなければならぬ。これに対して関係漁業者は、生活の問題としても地域経済の問題としても深刻な事態に置かれておると思うのです。そういうことで、これを受け入れたことによる、減船その他の問題も含めたこれから対応を政府としてどうやるのかということについても、ひとつお考えを述べていただきたいというふう思います。

は中川農林大臣の数次にわたるイシコフ漁業大臣との交渉が行われた結果、ソ連側からこれ以上の譲歩を引き出すことは困難である、このまま進めば無協定状態になってしまって、今後の日ソの漁業関係にまことに不測の事態が起ころるかも知れない。公海のサケ・マス漁業については、日本とソ連との間に、秩序のある漁獲が今後さらに永続的に行われるということをわが国としても期待をいたしておりまするわけでござりますし、そういう方向に努力をしなければならぬわけですから、そうした大局的な判断に立ちまして、いわば涙をのんだ形で四万二千五百トンを受け入れたわけでござります。もちろんこの量は、一年統計で大体半減ということになるわけでござりますから、漁業者に与える影響はまさに深刻なものがあるわけでございまして、政府といたしましては、中川農林大臣の帰國を待ちまして、この四万二千五百トンの決定によつて減船その他の問題が早速起つてくるわけござりますから、この減船問題に対する政府としての対策を決めなければならぬ、救済措置を含めた減船措置を決定をしなければならぬ、こういうふうに考えております。昨年も減船措置に伴うところの救済を行つたわけでありますから、そうした昨年の例等もありますし、これに準じた形でわれわれとしては救済措置を行つて、漁業者の皆様に対しても、国としてのできる限りのことをして差し上げなければならない、こういうふうに思つておるわけであります。

そういうたつ問題についても、折衝の結果に基づいて判断をしながら交渉妥結をするという運びについては、時間的な制約から見て当然そういうことに相なるらうと思いますが、先ほどの大臣答弁とも関連いたしますけれども、それに伴う関係漁業者の減船その他を含む問題、これは非常に深刻な問題でありますので、大臣からは昨年に準じて誠意ある対策をとるというふうにおつしやいましたけれども、これは去年以上の大変な事態だというふうに思うのです。そういう点で、中川農林大臣が帰ってまいりましたら、そういった問題についても万般の遺漏のないような対策をぜひ関係者の要請に基づいて講じてもらいたいというふうに思っております。これはいずれ大臣がお帰りになったならば、本委員会としても、交渉の経過、さらにまた日ソ漁業協力協定というものを中心にした論議の中でいたすことになりますので、日ソ漁業交渉に関する問題についてはこの程度で終わらせていいただいて、次に、尖閣列島周辺水域における中国漁船の領海侵犯事件という問題について関連して触れたいと思うわけでございます。

これは本委員会のみならず、外務委員会その他衆参両院の関係委員会で問題が発生以来取り上げられておることでありますと、私自身は、積荷保険の一部改正というのが本論の法律の審議でございますが、これが現実に起こつておるいまの事態でございますので、やはり少しお尋ねをいたしたいというふうに思います。

前置きを省きましたとして、外務省からもおいで願つておると思うのでありますと、尖閣列島周辺水域における中国漁船の領海侵犯事件について、外務省としてとつてまいりました対応、それから外務省の答弁に引き続きまして、海上保安庁からもおいで願つておるというふうに思うのでありますと、が、海上保安庁の立場から領海侵犯事件として対応してまいりましたそれらの点について、それぞれ答弁を願いたいといふうに思います。

要視いたしまして、まず種々の外交的な努力をしてしまったわけでございます。現地におきましてもまた東京におきましても数回の会談を続けまして、ます本件は非常に遺憾である。日本固有の領土である、すぐに退去してもらいたい。第三点は、今後このような事件を再発してもらつては困るというようなことを申し上げてきております。それで、いま現在、きのうの午後から領海から中国漁船は出ております。しかしながら、このようない状況をあくまでも確保してまいりたいということです。先方側はこれはあくまでも偶發的な事故であつて、故意、計画的に行つたものでないという説明をしております。そういうようなことから、先方といたしましては大局的な見地でこの問題を処理したいということを発言しております。しかしながら、すでに御説明いたしましたように、現在のところは領海から出ておりますけれども、依然として漁船が出て入りたり流動的であります。政府といたしましては、現在のところこのような中國漁船の動きを注意深く見ておりまして、今後いろいろな措置を、中国側の出方、漁船の動き等を見ながら総合的に判断しながら対応してまいりたい、こう考えております。

○久世説明員 お答えします。

尖閣諸島周辺海域を巡視警戒中の海上保安庁第十一管区の巡視船「やえやま」は、四月十二日午前七時三十分ごろ、先生御承知のとおり、レーダーによりまして尖閣諸島の北々西海域に多数の船影を認めて直ちに現場に急行したわけでござりますが、同八時三十分ごろ、わが国の領海の内外に約百隻の中國漁船を発見したわけでございます。この約百隻のうち十六隻がわが国の領海内において漂泊、航行または操業中でございまして、これに対しまして巡視船は、拡声機、垂れ幕等によりまして領海外に退去を命じたところ、中國漁船は当該海域が中國の領海である旨を主張しつつ、領海外への退去あるいは領海内への再入域を數度にわたって繰り返しましたが、先ほど外務省の方からも答弁があつたとおり、十八日の午後二時十五

分以降はすべての中國漁船は領海外に退去してしまった現状でございます。

なお、ちなみに、昨十八日に海上保安庁の航空機が視認した総隻数は二百隻余りとなつてゐるわざでござります。海上保安庁といたしましては、各管区から巡視船及び航空機を応援派遣いたしまして、現在十隻の巡視船及び四機の航空機が現場におきまして監視及び警戒を続行しているわけでございます。

以上でございます。

○角屋委員 いまの外務省、海上保安庁の対応を受けて、安倍大臣にお伺いをいたしたいと思うわけでござります。

申し上げるまでもなく、日中平和友好条約の締結という非常に大きな政治課題を政府も早急に処理をしたい、こういう立場におられると思いますし、われわれ自身も、中の平和友好条約を早期に締結すべきである、こういうことを強く主張しております。しかしながら、すでに御説明いたしましたように、現在のところは領海から出ておりますけれども、依然として漁船が出て入りたり流動的であります。政府といたしましては、現在のところこのような中國漁船の動きを注意深く見ておりまして、今後いろいろな措置を、中国側の出方、漁船の動き等を見ながら総合的に判断しながら対応してまいりたい、こう考えております。

○久世説明員 お答えします。

尖閣諸島周辺海域を巡視警戒中の海上保安庁第十一管区の巡視船「やえやま」は、四月十二日午前七時三十分ごろ、先生御承知のとおり、レーダーによりまして尖閣諸島の北々西海域に多数の船影を認めて直ちに現場に急行したわけでござりますが、同八時三十分ごろ、わが国の領海の内外に約百隻の中國漁船を発見したわけでございます。この約百隻のうち十六隻がわが国の領海内において漂泊、航行または操業中でございまして、これに対しまして巡視船は、拡声機、垂れ幕等によりまして領海外に退去を命じたところ、中國漁船は当該海域が中國の領海である旨を主張しつつ、領海外への退去あるいは領海内への再入域を數度にわたって繰り返しましたが、先ほど外務省の方からも答弁があつたとおり、十八日の午後二時十五

分以降はすべての中國漁船は領海外に退去してしまった現状でございます。

なお、ちなみに、昨十八日に海上保安庁の航空機が視認した総隻数は二百隻余りとなつてゐるわけでござります。海上保安庁といたしましては、各管区から巡視船及び航空機を応援派遣いたしまして、現在十隻の巡視船及び四機の航空機が現場におきまして監視及び警戒を続行しているわけでございます。

以上でございます。

○角屋委員 いまの外務省、海上保安庁の対応を受けて、安倍大臣にお伺いをいたしたいと思うわけでござります。

申し上げるまでもなく、日中平和友好条約を早期に締結という非常に大きな政治課題を政府も早急に処理をしたい、こういう立場におられると思いますし、われわれ自身も、中の平和友好条約を早期に締結すべきである、こういうことを強く主張しております。しかしながら、すでに御説明いたしましたように、現在のところは領海から出ておりますけれども、依然として漁船が出て入りたり流動的であります。政府といたしましては、現在のところこのような中國漁船の動きを注意深く見ておりまして、今後いろいろな措置を、中国側の出方、漁船の動き等を見ながら総合的に判断しながら対応してまいりたい、こう考えております。

○久世説明員 お答えします。

尖閣諸島周辺海域を巡視警戒中の海上保安庁第十一管区の巡視船「やえやま」は、四月十二日午前七時三十分ごろ、先生御承知のとおり、レーダーによりまして尖閣諸島の北々西海域に多数の船影を認めて直ちに現場に急行したわけでござりますが、同八時三十分ごろ、わが国の領海の内外に約百隻の中國漁船を発見したわけでございます。この約百隻のうち十六隻がわが国の領海内において漂泊、航行または操業中でございまして、これに対しまして巡視船は、拡声機、垂れ幕等によりまして領海外に退去を命じたところ、中國漁船は当該海域が中國の領海である旨を主張しつつ、領海外への退去あるいは領海内への再入域を數度にわたって繰り返しましたが、先ほど外務省の方からも答弁があつたとおり、十八日の午後二時十五

分以降はすべての中國漁船は領海外に退去してしまった現状でございます。

そこで、政府もそうでありますし、われわれも

尖閣列島は日本固有の領土である、そういう立場

に立つておるわけあります。したがつて、わが国

の固有の領土に対する中國漁船の領海侵犯は看

過することはできない、領海からは退去してもら

わなければいけない、正常状態に復してもらわな

ければいかぬという立場にありますと同時に、一

部に尖閣列島問題たな上げ論あるいは日中平和友

好条約とは別個問題という議論もござりますけれ

ども、これだけ問題が出来ました以上は、日中

平和友好条約の交渉をまとめる段階においては、

これを不間に付して避けて通るというわけにいか

ねだろうというふうに、私は率直に言つて思うの

であります。

そういう点について、政府としては、尖閣三原

則というようなことを政府首脳会議で決められ、

て今後この問題を処理していかなければならぬ

ことは、私はそういうふうにすべきものだ。何か事が

起ると、政府・与党ともに、あるいは野党も渦

中に巻き込まれるというのではなくしに、やはり長

臣は、農林大臣臨時代理であると同時に、現在内

閣のかなめである官房長官のお立場にもあられる

わけであります。日中平和友好条約を早期に締

結したいという姿勢の中で、今回起つておる尖

閣列島における中國漁船の侵犯問題、これらを今

結したいという立場にあられる安倍大臣臨時代理

の立つたさばき方を強く要請しておきたいとい

うことで、政府にさらに今後のいわゆる筋道

するという姿勢を崩さないということで物別れになつておるわけであります。その結果として、四月一日からニュージーランドは二百海里の本格実施を行いまして、現在わが国の漁船はニュージーランド二百海里水域外に出ておる状態でございまして、毎年大体十六万トンに余る漁獲を上げておりましたわが国の漁業につきましては非常に大きいましたが、我が國の漁業につきましては非常に大きな影響が出てきておる、深刻な打撃を受けておるという現勢でござります。

めには、今後ともニュージーランド政府を説得し、何とか漁業交渉開始の糸口を見出したいといふことで現在粘り強く努力をいたしております。ありますが、なかなかまだその糸口を見出すこともあります。これまでの日本、ニュージーランドの友好関係から見まして、このまま放置していくことは考へておりませんので、あくまでも交渉再開のための努力を続けて、何とか二百海里内の漁業ができるようになります。これはもう全力を尽くしてまいりました。

○角屋委員　いま大臣からお答えのように、二ヶ
一ジーランドにおける問題というのは、非常に貴
重な漁場の一つでありますて、いろいろな問題が
横たわつておるわけでありますけれども、漁業ブ

日本の問題から言つて、何とか問題を打開する
て、再び貴重な漁場が日本漁業の漁場として活用
できるよう、今後とも努力をしてもらいたいと
思っています。

ども、これは從来の経過は別として、御案内のことより、日朝議連の交渉の過程における御努力や、わが党も前年度代表団を派遣するというふうなこと等も含めて、昨年の九月五日に日朝漁業協議会の吉井代表と朝鮮東海水産協同組合連盟の金代表との間で漁業分野における協力に関する暫定合意書の調印が行われて、現在それに基づいて漁業が行わ

れることに相なつておるわけであります。もちろん、この北朝鮮の問題については、相手国が軍事

う立場にはございませんが、その段階で具体的に検討してまいりたい、こう考えております。

諸国、南太平洋フォークランド諸国と書いておるわけですが、これらはメキシコ、ガイアナ、ペ

境界線として日本海側五十海里あるいは黄海側二百海里を設定しておること自身については、国際的な海洋法の立場において議論として私はあり得ると思うのでありますけれども、しかし、安全操業の立場から言えば、話し合いで、しかもこれは

十五カ国と、二百海里を実施している国あるいは、もう決定をしている国ということで、今まで交渉をいたしてきたわけであります。先ほど御指摘のニュージーランドにつきましてはまだいろいろ聞きたかったりしますが、可憲性の問題で、易き立派な

未承認国にそういうことをあって民間起業でやっておるという状態でありますので、現実に漁業者の生활の立場から言えば、話し合いのついたところを漁業操業をやるということは当然の推移だらうと、いうふうに思います。ことしに入りましてから、

文的な経験が少しあれば、そこでもう少しあから、ついでに、この問題につきましては御相談にも乗り、積極的に円満な締結が図られるよう推進してまいりたいというふうに考えております。

題が生じておるから何とかの形で検定をなさ
りまして入漁が認められているという国々が
南アフリカ、モーリタニア、アルゼンチン、イン
ニアの四ヵ国ということになつておるわけでござ
ります。またそのほかにも、暫定措置でとりあ

党の立場になりますけれども、飛鳥田委員長を参加の石川県における漁民集会というのに漁業サイドから私も出席をした際にも、六月三十日に期限切れになる北朝鮮との現在の民間協定、これを本格

○角屋委員 北朝鮮との漁業の民間協定問題は、六月三十日の期限切れに向けて若干まだ時間的ゆとりのあるといいますか、若干間のある問題であります。われわれの党としても、もちろんやるべき

えず入漁料の支払い等によりまして操業を確保しているという国が、ペプア、ニューギニア、ギルバート、エクアドル、ガイアナ、チリというようないくつかの国々でございます。大体こういう国々は、わが

協定に切りかえるについて政府にも強く要請してもらいたい、またわが党にも積極的に協力してもらいたいという強い要請を受けてまいりました。政府としては、ある意味では議連あるいは各党あらへ、よき意見による話し合ひ、コンソーシアムによる

きことについてはやらなければならぬし、またたん連としてもこれから当然御配慮されることと思うのであります。が、やはり政府としても、可能な限り日本の関係漁業者の立場に立つて協定が結りより日本と内陸に四百三十五の、青島をもつて、

国のかツオ・マグロの漁場となつておる国でござります。現在その中でもバブア・ニューギニアと交渉を進めておりますが、いろいろな入漁料の条件がございまして交渉は難航はいたしております。しかし、できる限りとのつゝ國々この島主と往来

あるいは漁業団体の話し合いをノックアップする立場であろうかと思いまするけれども、この北朝鮮の六月三十日に期限切れになる問題についてどういう姿勢でバックアップをし、漁業者の立場に立つ民間団体ができる上がるようやうとされるの

にあります。 情勢を仔細に把握したから、クアップをしてもらいたいということを要請をいたしておきたいと思います。

す。
○角屋委員　いま水産庁長官の答弁もありまし
めまして、漁場の確保に努めていくことであ
進めてまいりたいと考えておるわけでございま

が、その考え方についてお伺いをおきたいと思います。

問題がございます。しかし、積荷保険の試験実施から本格実施へという議論もしなければなりませんし、安倍大臣自身は、私の二時間の質問の前半部分で他の用務で退席される、それは私も了承

たように、先ほど来取り上げております関係国あるいはその他の中南米、アフリカ、南太平洋諸諸島等、わが國をめぐる国際漁業の情勢というものを見てまいりますと、いずれにしても、昨年来各國の

是非常に関心を持っております。したがいまして、先生御指摘のとおり、われわれといたしまして具体的に何ができるかということは、今後民間協定が進展いたしましたて、われわれといたしまして

いたしておるわけでございますが、そういった関係もありますので、国際漁業の問題については、さらに中南米あるいはアフリカ、南太平洋諸国、こういった中には群島理論というのを提倡してお

二百海里漁業水域の設定によります新たな漁業秩序の形成の中で、わが国の漁業をめぐる情勢といふのはきわめて厳しい条件にある。そういったところから、積荷保険の対象になるよう沖合い、遠

ても、この種の民間協定が期限前にできまして、漁業量の確保ということが十分図られるということを期待しております。また、その段階で政府としては何ができるか。政府保証を求められておりますけれども、まだ先方の意図が明確でございませんものですから、いまこの段階でどうこうとい

○森(整)政府委員 端的に申しまして、南太平洋における漁業規制といふうな問題についての動向はそれぞれどうなつてきておるかという点について、ひとつ簡潔に御答弁を願いたいというふうに思います。

洋漁業というふうな点で、減船とか漁場の転換等操業形態の変更を余儀なくされる事態がだんだんと起ころってきておるという形で、結局いまの時点では、本格実施にはまだ保険設計上の整備をしなければならぬ、五カ年の延長をしてもらいたいといふことにつながるわけですが、この機会に

さらに第二次国連海洋法会議の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

申すまでもなく、第三次国連海洋法会議は、第

一回期は一九七三年十二月三日から十二月十四日

まで、ニューヨークで百四十五国が集まって開催

されました以降、第二会期、第三会期、第四会

期とずっと続いてまいりまして、ことしは第七会

期ということになっておるわけでございます。第

七会期はことしの三月二十八日から七、八週間と

いうことで、ジネーブで公式統合草案の作成を

目指して開催をされておるという状況であります

けれども、われわれ第三次国連海洋法会議の推移

を見ておりますと、特に一九七四年六月二十日か

ら八月二十九日までカラカスで開かれた第二会期

というのは、漁業界にとって、大変やはり日本

漁業の危機であるということで、ある意味におい

て大騒ぎをしたという表現が悪いですけれど

も、てんやわんやの事態であった。

それから現実に、経済水域二百海里は、本会議

で反対は日本の小木曾大使のみであるというよう

な状態から、世界の大勢がとうとうと進む中で国

際協調上受けざるを得ないといふようなことが

あり、单一草案の作成あるいは改訂单一草案の作

成等を通じて今日に来ておるわけでありますが、

御案内とのおり、一昨年、特に昨年以来、国際海

洋法会議のオーソライズされた草案が決定をされ

るという前に二百海里先行時代を迎えておる。ま

かり間違いまして国連海洋法会議がいつまでもじ

んぜんそのまま続していくということになると、

国際海洋法としてオーソライズされない形の先行

状態が、既成事實となつてそれぞれの各国間で結

ばれていく。これは国際連帶、国際協調の立場か

ら見れば、何といっても新しい第三期の海洋法体

制というものは当然つくられなければならないとい

うふうに、基本的には私ども思うわけであります。

この機会に、まず外務省の方からお伺いをした

いわけでありますけれども、第三次国連海洋法会

議の経過も踏まえながら、しかも第七会期に今日

臨んでおる、第三期の海洋法体制をつくるという立場からの情勢判断と、現在の時点における会議の情勢等について御説明を願つておきたいと思います。

○久米説明員 先生がただいま御指摘になりました。

たとおり、現在ジネーブで第三次国連海洋法会議の第七会期というのが開かれております。海洋法会議におきましては、経済水域二百海里の問題を含めまして領海を十二海里にすること、あるいは国際海峽の制度、そういうものにつきましては大体方向が固まりつあるわけでございますけれども、われわれ第三次国連海洋法会議の推移を見ておりますと、特に一九七四年六月二十日から八月二十九日までカラカスで開かれた第二会期というのは、漁業界にとって、大変やはり日本漁業の危機であるということで、ある意味において大騒ぎをしたという表現が悪いですけれども、てんやわんやの事態であった。

それから現実に、経済水域二百海里は、本会議

で反対は日本の小木曾大使のみであるというよう

な状態から、世界の大勢がとうとうと進む中で国

際協調上受けざるを得ないといふようなことが

あり、单一草案の作成あるいは改訂单一草案の作

成等を通じて今日に来ておるわけでありますが、

御案内とのおり、一昨年、特に昨年以来、国際海

洋法会議のオーソライズされた草案が決定をされ

るという前に二百海里先行時代を迎えておる。ま

かり間違いまして国連海洋法会議がいつまでもじ

んぜんそのまま続いているということになると、

国際海洋法としてオーソライズされない形の先行

状態が、既成事實となつてそれぞれの各国間で結

ばれていく。これは国際連帶、国際協調の立場か

ら見れば、何といっても新しい第三期の海洋法体

制というものは当然つくられなければならないとい

うふうに、基本的には私ども思うわけであります。

この機会に、まず外務省の方からお伺いをした

いわけでありますけれども、第三次国連海洋法会

議の経過も踏まえながら、しかも第七会期に今日

しまして、基本的な問題だけをひとつ大臣から御答弁願つておきたいと思います。

先ほど米審議を進めてまいりましたように、こ

れは五ヵ年間ということで今まで積荷保険につけても試験実施をされてまいりました。国際的

な漁業条件の変化と、これにたえ得る保険設計上の整備という立場から、さらに五ヵ年期間を延長しようということになりますけれども、案外試験実施五ヵ年間延長ということになりますと、五年もあるという安易な立場で試験実施の延長を受けてもらっては私は困ると思うのでありますけれども、現在残されている問題といたしまして、やはり関係漁業者からすれば、きのう本委員会におきましては、ますこの問題を解決することに

おきましては、まずこの問題を解決することに

焦点が当たられているわけでございます。

開発していくかという問題が焦点になつております

して、この問題につきまして開発途上国と先進諸

国が激しく対立しているのが現状でございます。

したがいまして、いま開かれております第七会期

において採決を行いましたように、農業災害補償法

については、烟作物共済、園芸施設共済について

は試験実施から本格実施ということで、ちゃんと

本格実施の法案にして審議をし、これを本委員会

としても採決を行う、こういう模範にすべき事例

が先行して行われておるわけでありまして、漁業

情勢は国際的に大きく激動しているわけですか

ら、今回の五ヵ年間の延長というのは、これは保

険設計上認めざるを得ないと立場にわれわれ

も立ちますけれども、しかし、今までの既存の

試験実施による知見というのもあるわけでありま

すし、それに新しい情勢に即応する保険設計上の

基礎データの整備というのを急いで、この五ヵ年

間の間に必ず本格実施に移すという姿勢をわれ

われとしては強く望みたい。

同時に、大臣も御承知のように、この漁船積荷

保険と、後からおくれて漁船船主責任保険が試験

実施としてすべり出しておるわけであります。た

また漁船積荷保険が先に実施をされ、それから

おくれて漁船船主責任保険が試験実施に移され

る。それで、積荷保険の方はこれから五ヵ年の延

長をしてようとする。私は、漁船積荷保険について

も、漁船船主責任保険についても、本格実施の場

合には、できる限り同時にこの二つの問題は本格

実施に移されるということが望ましいといふう

に思つておるわけでありますと、そういう意味か

ら見れば、何といつても新しい第三期の海洋法体

制といふものは当然つくられなければならないとい

うふうに、基本的には私ども思うわけであります。

この機会に、まず外務省の方からお伺いをした

いわけでありますけれども、第三次国連海洋法会

議の経過も踏まえながら、しかも第七会期に今日

なしだに、同時に、後からおくれてすべり出しておる漁船船主責任保険も含めた本格実施への準備というものを進めてまいらなければならぬといふふうに思うわけであります。

したがつて、安倍大臣の立場として、今回五ヵ

年間期限を延長するに当たって、次は本格実施と

いうことを前提にする毅然たる考え方と、同時に

もう一つ、後から試験実施されておるものにつ

いても、可能な限りこれを含めて、同時に本格実

施としてスタートしたいというふうな基本的な考

え方について御答弁を願つておきたいと思うわけ

でございます。

○安倍國務大臣 漁船積荷保険につきましては、

五年間これから試験期間を延長さしてもらうとい

うこととございますが、これについては、提案理

由の説明の際にも申し上げましたし、いま御説明

がございましたように、保険設計上の整備という

ものが必要であるということ、あるいはまた、二

百海里をめぐる漁業関係が非常に激動して、この

際実施に踏み出すということには問題がある、も

うと見きわめなければならぬという立場で今回お

願いをいたしたわけであります。漁船積荷保険

と漁船船主責任保険、これはいま御質問にあります

と見きわめなければならぬという立場で今回お

考文部

○角屋委員 これはいま安倍大臣から御答弁があり、つて、いまの時点で答弁をするとすればそういうふうに答えておいた方が無難であるというふうに私も思います。あるいはまた、実態としてそういうことになる可能性もあり得るというふうに思いうます。

しかし、いずれにしても、漁船保険制度研究会というものが、四十七年五月四日の時点で関係者いろいろ議論をして、漁船積荷保険、これは試験実施をする必要がある、あるいは漁船船主責任保険、これは試験実施をする必要がある、いずれもなるべく早い機会に本格実施をする必要があるというのを、ある意味では農林省としては受けて試験実施がそれぞれ始まつたという経緯があるわけですけれども、別にこれは、別々の時期に本格実施に根本的な正當な理由があるわけではないわけです。たまたま結果として時期的なずれができるけれども、いわゆる保険があり、再保険があり、その再保険を、漁船保険について言えばこれは国が施する場合には、大臣がおいでにならなくなつてからまた議論しなければならぬ問題になりますけれども、いわゆる保険があり、再保険があり、その再保険を、漁船保険について現実に実施をしておる。これを本格実施の場合にはどこがこれを背負うのでは、そういう組織論、体系論という意味からもう少しやはりこれから検討していかなければならぬ問題である。全然別の問題ではないということをせんけれども、考え方としては、可能な限り同時にスタートしたらどうだろうというのが、これから制度論というふうな意味からも申し上げておるわ

けであります。

そこで、大臣にさらにお伺いをしたい点は、これは大臣が退席されましても政務次官もおられるわけでありますけれども、前々から本格実施に向けて問題になっております保険・共済の関係の二制度、三団体というものの統合とか「一元化」というふうな問題については、きょうも参考人の方々からも意見を聞こうというふうに思つて御出席を願つておられたのですが、大臣として、余り些定的でなくして、あらましこういう考え方で考えておるという点があれば、お答えを願つておきたい、というふうに思うわけでござります。

承知しておるわけであります、保険、共済の三制度、三団体の統合一元化につきましては、現在、保険共済団体が保険共済共同推進センターを設置いたしまして、保険共済事務の共同化に関する試験事業を実施をしておるわけでございます。この成果を待ちまして統合一元化に関する具体的な方策を検討することといたしたい、いろいろな意見を拝聴して一元化に関する具体的な方策を検討することとしたい、こういうふうに基本的には考慮することといたします。

それで結構でいいやこさか。

そこでお伺いをしたいのは、漁船積荷保険が充足した五年前、昭和四十八年の段階と現在とで、国際漁業環境というものは大きく変化をしてまいりおるわけであります。積荷保険を実施していく立場から見て、対象であるとかあるいは漁業形態であるとかというふうなものがこの五年間のうちにどのように変化をしてきたのか、あるいは今後五年を試験実施の過程で展望します場合に、変化要因としてはどういうものが予測されるのかから、いつた点からひとつ議論を始めていきたいとふうに思います。

会議、あるいは「百海里時代」ということで、いろいろ漁業をめぐります。国際環境が変わってきておるわけでございます。

そこで、漁船の積荷保険というのは、その性格上遠洋、沖合い漁業を中心に事業が行われているということで、したがいまして、こういう漁業の性格上いろいろ影響を大きく受けておるわけで、減船あるいは漁場転換、あるいは二百海里でいろいろ規制をされまして航海日数が非常にふえてくる。あるいは操業密度が非常に高まつてくるといふようなことで、操業の形態の変化が余儀なくされておるわけでござります。一例を申し上げますと、カツオ・マグロ漁業につきましては、国際的な規制の考え方についてはいろいろあるわけですがございますけれども、先ほど申しました南太平洋諸国では沿岸国が管轄権行使するということを強く主張しております。カツオ・マグロの主要な漁場でございますが、そういうところで、先ほどお話を出ましたように、ニュージーランドから一応退去を余儀なくされるというようなことで、マグロのグループが漁場をいろいろ変えて操業しなければならないというようなことが出てきておるわけであります。このことは、ほかの遠洋底びき漁業その他この漁船積荷保険で対象にしておりませんいろいろな漁種につきまして、それぞれにつきまして同様な事情があるわけであります。そういうものは一つ一つやはり新しい形態の中での保険の基礎資料を至急整備していく必要があるのでないか、こういう観点に立って今回の改正をお願いいたしている次第でござります。

かるトントンについて、マグロはえなわで言えば五十トントン以上というのを二十トントン以上といううことでこれを引き下げるとか、あるいはまた、中小型サケ・マス流し網についても四十九年から対象漁船のトントン数下限を五十トントンからゼロトントンに引き下げるとか、あるいはイカ釣りについても五十一年から対象漁船のトントン数下限を五十トントンから二十二トントンに引き下げるとか、いろいろ実態に即する対象漁種の拡大なりあるいはトントン数の下限の引き下げなりが行われてまいりまして、その過程で、十二漁種については国際漁業の関係で減船がそれぞれ行われてきたりあるいは休漁が行われたりといふ厳しい情勢が資料の中にも明らかにされておるわけであります。そういう情勢の中で試験実施が行なわれてまいったわけでござりますけれども、積荷保険の試験実施の今までの実施過程におきまして、いわゆる加入隻数というもののプログラムを立てなければならぬ、こういった加入隻数等のプログラムと実際の毎年度の実施をしてまいりました実績との対比等は一体どういうふうになつておるか、お話しを願いたいというふうに思います。

○森(警)政府委員 四十八年から五十一年までの計画に対しまして加入実績は、隻数で一二二%、契約金額で一二九%，純保険料で一〇四%ということで、いずれも計画を上回つておるわけでござります。

一方、保険設計の基礎となります損害率を年度別、漁業種類別に見てまいりますと、北洋のはえなわ刺し網漁業につきましては五十年に三四〇%ということになりますが、他の年度はゼロ%ということで、振幅が非常にはなはだしといふことで、この点は、必ずしもこれにつきましては安定した制度となつているとは言えないといふうに判断をいたしておるわけでござります。

○角屋委員 細かい数字は、時間の関係もありませんから、その程度で了承しておきます。

から北洋がご初め三つ対象漁種に加えると、いう経

それから、損害率、危険率等についても若干触れられたわけがありますが、損害率について言えども、四十八年から五十一年までの数字上でいきまと三八・三%、危険率でもそれぞれデータが出ておるわけであります。同種類の民保との関係において——民間でも同種類の形のものを実施しておるわけであります。民保の実態はどういうふうなことであるか、関連してお答えを願つておきたいというふうに思います。

○森(整)政府委員 民保の方の漁獲物保険でござりますが、これの四十八年から五十一年の累計を見ますと、加入隻数で三千四百四十四隻といふことで、大体マグロはえなわ漁船が圧倒的に多い。次いで、遠洋底びき網漁船が二百八十一隻といふことで、八%。申しおくれましたが、マグロはえなわ漁船は一千三百七十七隻、六九%といふことになります。保険料の収入と、いろいろございまが、損害率が八三%ということに相なつてゐるようでございます。

○角屋委員 先ほどお聞きいたしましたように、漁船積荷保険の試験実施の加入のプログラム、実際

の実績、それから、試験実施の過程におきます損害率、危険率、民保の同種類のものの損害率等についてお伺いをしてまいりましたが、いまお話しのようないままでの積荷保険の試験実施では、

損害率三八・三%。民保の場合は、ほぼ同じ期間

中の損害率が八三%、この積荷保険の同じ期間の危険率は〇・一五二といふことに数字上なつておるわけであります。

申し上げるまでもなく、損害率そのものは支払

い保険金を純保険料で割つた数字であり、また、

危険率は支払い保険金を契約金額で割つた数字でありますけれども、これはやはり、さらに今後の試験実施データの整備によって、もう少し保険設計上の数字が固まつてくると、より本格設計のための基礎データが整備するといふことにならうと思ひますが、これと関連をして、この試験実施過程におきます事故の発生実態といふものが御承知のようにあるわけであります。火災があつたり、

あるいは機関故障があつたり、冷凍機械装置の故障があつたり、操船上の問題でも、沈没があり座礁があり衝突があり、いろいろなことで、漁船積荷保険の発動に関連する事故がいろいろ発生をしておるわけであります。民保の実態はどういうふうなことであるか、関連してお答えを願つておきたいというふうに思います。

○森(整)政府委員 試験実施の四十八年の十月から五十二年の三月までに生じました事故の原因別内訳を見てまいりますと、衝突、座礁等の操船上の過失によるものが六四%，それから冷凍機械装置の故障によるものが一三%，漁船の火災によるもの及び機関故障によるものがそれぞれ四%，それ以外の原因によるものが一五%といふことになつております。いずれも衝突、座礁等の操船上の、あるいは冷凍機の故障、そういうものが多いためでございます。

○角屋委員 これから試験実施を引き続き五年や

る場合に、やはり考えなければならぬ一つの問題は、とにかく母集団と加入の実際の隻数との関連問題といふのがあるわけであります。五十二年で

特約といふのをやるわけですね。特約の契約の実態、これとの関連における事故発生の態様といふものについても御説明を願つておきたいと思います。

○森(整)政府委員 五十年の引き受け実績で見ますと、冷凍機の事故が高いということで、冷凍

特約といふのをつけておりまして、これが全体で引き受け千六百八十七件のうち、六百三十五件と

いうことで、特約率といふのは三七・六といふことに相なつております。

○角屋委員 数字はそれでいいのかな。別の数字を読んでおらぬかな。

○尾島説明員 昭和五十一年度の漁船の積荷保

船保険中央会の矢野専務理事にも委員会の了承を得ておいで願つておりますので、大分お待たせを

したと思ひますが、関係する部分について、それ

ぞれ参考人から御意見を承りたいというふうに思ひます。初めて参考人に出られた方もあるうと思ひますので、緊張ぎみかと思ひますが、フランク

として冷凍機の事故の際の損害をてん補するといふことで実施いたしておるわけでございますが、したがいまして、その事故につきましては、先ほど長官から御説明いたしましたように、冷凍機は最大限ないよう努力はしてまいらなければならぬことでございますけれども、こういった試験実施過程におきます事故の発生態様について御説明を願いたいと思います。

○森(整)政府委員 試験実施の四十八年の十月から五十二年の三月までに生じました事故の原因別内訳を見てまいりますと、衝突、座礁等の操船上の過失によるものが六四%，それから冷凍機械装置の故障によるものが一三%，漁船の火災によるもの及び機関故障によるものがそれぞれ四%，それ以外の原因によるものが一五%といふことになつております。いずれも衝突、座礁等の操船上の、あるいは冷凍機の故障、そういうものが多いためでございます。

○角屋委員 これから試験実施を引き続き五年やる場合に、やはり考えなければならぬ一つの問題は、とにかく母集団と加入の実際の隻数との関連問題といふのがあるわけであります。五十二年で特約といふのをやるわけですね。特約の契約の実態、これとの関連における事故発生の態様といふものについても御説明を願つておきたいと思います。

○森(整)政府委員 五十年の引き受け実績で見ますと、冷凍機の事故が高いということで、冷凍特約といふのをつけておりまして、これが全体で引き受け千六百八十七件のうち、六百三十五件ということで、特約率といふのは三七・六といふことに相なつております。

○角屋委員 数字はそれでいいのかな。別の数字を読んでおらぬかな。

○尾島説明員 昭和五十一年度の漁船の積荷保

船保険中央会の矢野専務理事にも委員会の了承を得ておいで願つておりますので、大分お待たせをしたと思ひますが、関係する部分について、それぞれ参考人から御意見を承りたいというふうに思ひます。初めて参考人に出された方もあるうと思ひますので、緊張ぎみかと思ひますが、フランクとして冷凍機の事故の際の損害をてん補するといふことで実施いたしておるわけでございますが、したがいまして、その事故につきましては、先ほど長官から御説明いたしましたように、冷凍機は最大限ないよう努力はしてまいらなければならぬことでございますけれども、こういった試験実施過程におきます事故の発生態様について御説明を願いたいと思います。

○森(整)政府委員 試験実施の四十八年の十月から五十二年の三月までに生じました事故の原因別内訳を見てまいりますと、衝突、座礁等の操船上の過失によるものが六四%，それから冷凍機械装置の故障によるものが一三%，漁船の火災によるもの及び機関故障によるものがそれぞれ四%，それ以外の原因によるものが一五%といふことになつております。いずれも衝突、座礁等の操船上の、あるいは冷凍機の故障、そういうものが多いためでございます。

○角屋委員 これから試験実施を引き続き五年や

る場合に、やはり考えなければならぬ一つの問題は、とにかく母集団と加入の実際の隻数との関連問題といふのがあるわけであります。五十二年で特約といふのをやるわけですね。特約の契約の実態、これとの関連における事故発生の態様といふものについても御説明を願つておきたいと思います。

○森(整)政府委員 五十年の引き受け実績で見ますと、冷凍機の事故が高いということで、冷凍特約といふのをつけておりまして、これが全体で引き受け千六百八十七件のうち、六百三十五件と

いうことで、特約率といふのは三七・六といふことに相なつております。

○角屋委員 数字はそれでいいのかな。別の数字を読んでおらぬかな。

○尾島説明員 昭和五十一年度の漁船の積荷保

船保険中央会の矢野専務理事にも委員会の了承を得ておいで願つておりますので、大分お待たせをしたと思ひますが、関係する部分について、それ

ぞれ参考人から御意見を承りたいというふうに思ひます。初めて参考人に出された方もあるうと思ひますので、緊張ぎみかと思ひますが、フランク

として冷凍機の事故の際の損害をてん補するといふことで実施いたしておるわけでございますが、したがいまして、その事故につきましては、先ほど長官から御説明いたしましたように、冷凍機は最大限ないよう努力はしてまいらなければならぬことでございますけれども、こういった試験実施過程におきます事故の発生態様について御説明を願いたいと思います。

○森(整)政府委員 試験実施の四十八年の十月から五十二年の三月までに生じました事故の原因別内訳を見てまいりますと、衝突、座礁等の操船上の過失によるものが六四%，それから冷凍機械装置の故障によるものが一三%，漁船の火災によるもの及び機関故障によるものがそれぞれ四%，それ以外の原因によるものが一五%といふことになつております。いずれも衝突、座礁等の操船上の、あるいは冷凍機の故障、そういうものが多いためでございます。

○角屋委員 これから試験実施を引き続き五年や

る場合に、やはり考えなければならぬ一つの問題は、とにかく母集団と加入の実際の隻数との関連問題といふのがあるわけであります。五十二年で特約といふのをやるわけですね。特約の契約の実態、これとの関連における事故発生の態様といふものについても御説明を願つておきたいと思います。

○森(整)政府委員 五十年の引き受け実績で見ますと、冷凍機の事故が高いということで、冷凍特約といふのをつけておりまして、これが全体で引き受け千六百八十七件のうち、六百三十五件と

いうことで、特約率といふのは三七・六といふことに相なつております。

○角屋委員 数字はそれでいいのかな。別の数字を読んでおらぬかな。

○尾島説明員 昭和五十一年度の漁船の積荷保

船保険中央会の矢野専務理事にも委員会の了承を得ておいで願つておりますので、大分お待たせをしたと思ひますが、関係する部分について、それ

ぞれ参考人から御意見を承りたいというふうに思ひます。初めて参考人に出された方もあるうと思ひますので、緊張ぎみかと思ひますが、フランク

として冷凍機の事故の際の損害をてん補するといふことで実施いたしておるわけでございますが、したがいまして、その事故につきましては、先ほど長官から御説明いたしましたように、冷凍機は最大限ないよう努力はしてまいらなければならぬことでございますけれども、こういった試験実施過程におきます事故の発生態様について御説明を願いたいと思います。

○森(整)政府委員 試験実施の四十八年の十月から五十二年の三月までに生じました事故の原因別内訳を見てまいりますと、衝突、座礁等の操船上の過失によるものが六四%，それから冷凍機械装置の故障によるものが一三%，漁船の火災によるもの及び機関故障によるものがそれぞれ四%，それ以外の原因によるものが一五%といふことになつております。いずれも衝突、座礁等の操船上の、あるいは冷凍機の故障、そういうものが多いためでございます。

○角屋委員 これから試験実施を引き続き五年や

る場合に、やはり考えなければならぬ一つの問題は、とにかく母集団と加入の実際の隻数との関連問題といふのがあるわけであります。五十二年で特約といふのをやるわけですね。特約の契約の実態、これとの関連における事故発生の態様といふものについても御説明を願つておきたいと思います。

○森(整)政府委員 五十年の引き受け実績で見ますと、冷凍機の事故が高いということで、冷凍特約といふのをつけておりまして、これが全体で引き受け千六百八十七件のうち、六百三十五件と

いうことで、特約率といふのは三七・六といふことに相なつております。

○角屋委員 数字はそれでいいのかな。別の数字を読んでおらぬかな。

○尾島説明員 昭和五十一年度の漁船の積荷保

船保険中央会の矢野専務理事にも委員会の了承を得ておいで願つておりますので、大分お待たせをしたと思ひますが、関係する部分について、それ

ぞれ参考人から御意見を承りたいというふうに思ひます。初めて参考人に出された方もあるうと思ひますので、緊張ぎみかと思ひますが、フランク

整理されて発足したというわけではございません。そのために、この三制度、三団体が、歴史的な経緯はございますけれども、発展、整備されていく過程におきまして、いろいろな問題点が出てきています。たとえば漁具あるいは積荷等につきまして、いろいろな重複、競合が出てきていることも事実でございます。

私がいたしましては、それぞれ三制度、三団体が縦割り的に漁民に保険、共済事業を推進しているわけでござりますけれども、それはそれなりに歴史的な経緯があつて尊重すべきでございますけれども、他面、それを受けとめる漁業者側からいたしますれば、それは全部漁民の経営なりあるいは暮らしの安定を目的としておるものでござります。それぞれの保険、共済の目的は微妙に違つておりますけれども、掛け金を負担する漁民のみところは一つでございます。そういう意味で、漁民とすれば、今後二百海里を踏まえまして、経営なり暮らしひの問題につきまして非常に大きな不安を抱いている、漁民に対する保険、共済事業につきましても、高度な複雑な希望が出てまいつておると、これも事実でございます。

こういうような時代にかんがみまして、漁民からすれば、漁民に対する保険共済制度は、わかりやすくかつ総合的な整合性のあるものにしていただきたい、かつ、最も効率的な充実したものにしていただきたいということにつきましては、当然な要望でございます。こういうことを踏まえまして、私どもいたしましては、この三制度、三団体は、できるだけ早い機会にあらゆる技術的な困難を克服して統合した方がよろしいと思います。

なお、あわせてこの三制度、三団体の統合の問題と関連いたしまして、漁業協同組合とのかかわりでござりますけれども、漁業協同組合は、その歴史的な発展の経緯からいたしまして、この三制度、三団体と微妙なかかわり合いを持っています。現時点ではこの三制度、三団体とは実はかかわり合いでそれぞれ微妙な差がございま

つせん的な業務、ある場合には主体的に取り組むというようなかわり合いであります。私は漁業協同組合の本来の目的にかんがみまして、三制度、三団体の統合をお考えになる際には、これと漁業協同組合の本来の使命とにかんがみまして、漁業協同組合の役割りにつきましても一度再認識いただきまして、この制度的なかかわり合いにつきまして、十分御検討願つて処理していただきたい、こういうふうに考えます。

○矢野参考人 漁船保険中央会の専務理事をやつております矢野でございます。

本日は、私ども再保険の試験実施を行つております漁船積荷保険臨時措置法の延長につきまして、貴重な御審議をいただきましてことにあります。角屋先生からお尋ねの保険、共済一元化の問題でございます。保険、共済を一元化するということは、漁業者のより利便、より利益の増進を図り、もつて漁業経営の安定に大きく寄与するというところに、保険、共済を一元化することの意味があるものと思います。

そういうようなサイドに立ちますならば、私ども、これが災害に悩まされる漁業者の、それぞれの非常にまだ未熟な面も、いろいろばらばらでござりますけれども、そういう前進なり充実につながるというような方向の一元化ならば、われわれは漁業者のために大いに賛意を表するものでございます。この一元化問題につきまして、とかく積極論、慎重論とかそういう見方があるようですが、ござりますけれども、私どもは、昭和十二年から始めまして四十一年になります。その間、漁業者の利益の増進、保険の徹底という意味で、昭和二十七年に損害補償保険に組みかえられまして、それ以来義務加入制度というものを軸にいたしまして、現在におきましては海面漁協の二千組合、海面漁協の大部分でございますが、この義務加入制度の開発、維持ということに全面協力をいたしております。したがいまして、漁船保険が今日何

がしかの漁業者からの信頼をかち得ているのは、こういう制度、系統の漁協の全面協力によるものだと思いまして、われわれは系統の協力に対しても全面的に謝意を表している次第でござります。

それで、保険、共済一元化の取り上げ方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、本当にこれにかかる漁業者の利益につながるような方策ありやなしや、その方策いかんという点につきましては、先ほど中里専務からもお話をありましたように、歴史的な違い、仕組みの違い、それからこの三制度に対する国の関与の違い、それから制度の普及度の違い、それから漁協を軸にしての一元化方式が、一部には出ておりますけれども、果たして漁協を元請組合といたしまして巻き込みましてやりました場合に、漁協自体の現状は非常に格差がございます。漁協の中にも、職員数などから見て、規模あるいは取り扱い量から見ますと、大変な格差がございます。したがいまして、いま一部言われるような漁協を元請にするということは、制度といたしまして、その中に一部たえる組合があるかと思いますけれども、大部分につきましては重荷になる。それから保険の面から見まして、保険の健全な発展を図るために、元請段階におきまして相当の危険分散が図られる必要がございますが、これがそういうことになりますと、危険分散の細分化になりはしないか。それから非常に特殊な専門的な技術、いろいろな問題がござりますので、事務的に漁協で、いまオール漁協を対象にいたして物を考える場合に、それがこなせるのかどうか等々、受け入れられる対象とされる漁協のサイドにおいても非常に問題を含んでおるとわれわれは考えておるものでございました。

いたしたいと思います。
○角屋委員 いま中里さん、矢野さんからそれぞれ意見の開陳がございました。ありがとうございます。
まさにいま御意見の点が、漁業に関する災害補償制度検討会の中間報告ということで、五十一年の十月六日に、御両名とも入っておられる検討会の中で、この答えを中間報告として出されております。
〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
これは御案内のとおり、その中では、「三制度三団体の統合・元化問題については、将来的な方向である」としつも積極論と慎重論が並行し、両論が十分かみ合わない状態で推移したが、何れにせよ末端の漁業者及び漁協担当者のために事務運営面の改善、合理化を図つて行く必要性については意見の一致をみたので、その具体策として別紙内容の「都道府県保険共済共同推進センター」の設置を提案するものである。」とあります。が、先ほど一元化問題で大臣が御答弁になつた中に、都道府県保険共済共同推進センター、こういうものの推移を見ながらという趣旨のお話があつたと思うのであります。が、これは全国で五県で実施をされ、検討会としても、今後の運営については同センターが行う試験事業の成果を待つて対処したいということでおふうに言っておるわけでありまして、いま御両名の御答弁の、いざれが積極的であり、いざれが慎重論であるかというふうなことについて、私からは触れませんけれども、公平の原則からといふことで言えば、全水共のここに傍聴でお見えになつております西村専務理事にも御出席を願わなければならなかつたわけですし、きょう出張で御出席になれなかつたわけですけれども、全漁連の池尻専務にも御出席を願つて、いま元請問題で矢野さんが触れた漁業団体という、一部に意見があると言われたそういう問題も、それぞれの立場から御意見をいただくのが、やはり今後どういうふうにするかという意味からの公平の原則だ

と思うのですけれども、本来参考人は、委員の質問の際に参考人というのは異例でありまして、私もそういう立場から御遠慮申し上げて、最小限のところでという気持ちで二人に限ったわけでありまして、関係者の団体もあることは百も承知の上であることを、要請をいたしました私の立場からも申し上げておきたいと思うわけでございます。審議は前後することになることを御了承願つて、せっかく参考人へ来ていただいておりますので、矢野参考人に引き続き……。

につきましてはほぼ五年間の実績を経ようとしております。船主責任保険につきましては、年度にしまして二年度、年数にしまして一年半、二サイクル経験したということをございます。

積荷保険につきましては、民保が中、大型船に対しましてもう先駆的にかなり前からやっておりましたので、それのデータとかやり方とかということで相当な予備知識はあつたわけでござりますが、実施いたしまして、まあ民保との競合關係で始まつたわけでございますが、実は積荷保険は当時の民保の料率の半分くらいの料率でやる、それから民保は選択加入的な取り扱いでござりますが、漁船積荷保険は対象漁船、資格船は無差別にどの船でもいれるというような試みをやりましたので、試験実施の一、二年というのは、その帰趨を実は担当者といたしましていろいろ気遣いをしたわけでございますが、ラッキーな面もございまして、今までの段階では非常に順調に生育してまいつておると思います。ただ、これから二百海里という新しい情勢の中でどういうふうに育っていくか、片や民保につきましては、かなり高い損害率ということで経営的に大分困窮している私の経験、それから私の希望といたしましては、ここまで頗調に育つていておりますので、でき得ることならば、担当者といたしまして本格実施の際には中央会でやらしていただければ、船主責任保険につきましても同様の希望を持っておりますけれども、これは船体保険、國の再保険とのかかわり合い、それから中央会再保険というフォームと國の再保険というフォーム、二つあるわけでございますが、これに対して元請組合五十三組合ございますが、これがどういう対応を示すか、こちら内部のコンセンサスも得ながら、いずれの方向かに決めていただければ、個人といたしましては中央会にやらしていただければ幸いだというふうに考えております。

○中里参考人 積荷保険の試験実施に関連いたしまして、漁業共済、ながんずく漁獲共済との関係でございます。この問題につきましては、実はこの積荷保険の試験実施が発足するに当たりましてこの問題を詰めた際に、この問題はやはり根本的には問題がある、これは調整されなければいかぬということをございました。しかしながら、この積荷保険は試験実施でもあるし、特に試験実施開始時の考え方といたしましては、沖合い、遠洋漁船、たとえば五十トン以上の船について実施するということをございましたので、私といたしましては、まあ漁民のためになることであるというところで割り切った経緯がございます。それ以来、先ほど角屋先生のお話にもございましたように、試験実施の過程におきまして対象漁種が拡大してまいりました、トン数も引き下がってまいりましたが、漁業共済との、ながんずく漁獲共済との振り分けの問題につきましては、実は最近現実的な問題が出てまいりまして、それは特に北海道の小型サケ・マス漁業者につきましては、漁獲共済にも入る、あるいは積荷にも入るというようなケースが、数少ないのですがございましてそういう例が見つかってまいりまして、漁業者といたしましては、両方の制度に少なからざる掛金を負担するということでございます。両制度は言うまでもなく等しく国の管理監督する制度でございまして、かつ相当程度の国費を使っております。こういうことを考えまして調整されてないという、そういう一部面があるということは、実は私は問題であると思ってます。しかしながら、当面これは試験実施でございますので、本格実施に移るまでの間に十分漁民の立場から配慮なさいまして、きつぱりとこの制度を、二つのかかわり合いを調整する必要があるということを私どもは痛感しております。

なお、前回の質問に関連するのでありますけれども、この両制度が将来制度的に統一されるあるいは調整されるという機会がござりますれば、こいうことをおのづから円滑に処理できるもので

○角屋委員 せつからくお二方の参考人を来ていた
だいたいのですが、お二方とそれぞれ質疑をやつて
おりますと、持ち時間の関係で、あとそれぞれ政
府側にも聞かなければなりませんので、この程度
で二人の御参考人についての私の質問は終わらせ
ていただきますが、ありがとうございました。

そこで、今度は政府側にお尋ねをいたすわけで
ございますが、先ほども大臣御出席の際に、漁船
積荷保険と漁船船主責任保険との試験実施の終了
年次のすればありますけれども、それはやはり調
整をしながら、本格実施は私の気持ちとすれば、
双方関連させながらできれば同時スタートという
ことをすべきものだと考えておるわけであります
し、また、両参考人からそれぞれ御意見が出来まし
たけれども、三制度、三団体の統合一元化問題に
ついては、これはいろいろいまお話を出来ました
ように、積極的な立場あるいは慎重論的立場そ
れぞれありますけれども、方向から言えば、統合
一元化ということを前提にして、政府としてもこ
れから検討の上に立つて準備を進めなければなら
ぬというふうに私自身は考えておるわけであります。

そこで、これは先々のことになりますけれども
、保険の試験実施の二つの分野を、本格実施の
場合に国がやるか、あるいは現在お願いをしてお
る漁船保険中央会でやるか。これは矢野さんの方
からは、私の方でできればという御意見が出来まし
たけれども、しかし、御案内のとおり、漁船保険
中央会は料率算定をもうやっておるわけです、ま
た損害査定等の事業をもうやっておるわけであり
ます。同時に、昭和四十一年に十一億円、それか
ら昭和四十八年に三十五億円の交付金を受けまし
て、そして漁船保険振興事業というふうなものも
やっているわけであります。ずいぶんいろんな仕
事をやっておるわけでありますと、漁船保険中央
会の性格というものをやはり整理し直さない限り
は、次から次へ来るものを受け入れるということ
えます。

には、制度論として私はならないというふうにも思ひます。したがつて、漁船損害賠償法によつて総括的にこれらのものを将来本格実施の過程でやついく場合には、再保険の受け入れをどこにするかということは、今後慎重に検討しなければならぬと思ひますけれども、安易に漁船保険中央会でまた経験もあるからやらしらたらよろしいということには、必ずしもならない。それらの点も含めた政府側の見解とというものについて、この機会にお伺いをしておきたい。

○森(整)政府委員 先生の御指摘の問題、恐らく元請についていろいろ問題があるにしても、一応漁船保険組合といたしまして、その再保険者の問題だと思いますが、これにつきましては、現在の漁船保険の体系から言いますと國、それから試験実施の段階からいまやつております実情から言いますと漁船保険中央会とということになる。そのほかにも、漁船保険中央会が再保険を行つておられるわけございまして、いろいろ一長一短があると思いますが、いずれにいたしましても、試験実施の期間が終了いたします、また漁船の船主責任保険の試験実施の終了期間が昭和五十六年ということになつておりますから、それまでにはいまの全体の体系づけ、特に再保険の責任をどこにするかということ、また中央会の位置づけということもありますが、これらも含めまして十分検討すべき課題であるといふふうに考えておるわけございます。

○角屋委員 海上保安庁に引き続き、お待ちをい

ただいておつたかと思うのですけれども、日本の近海におきます漁船遭難等の問題について、最近の事情をひとつお答えを願いたいのと、午前来冒頭から質疑を開示しております。新しい二百海里時代を迎えて、領海が十二海里になる、二百海里の漁業水域が設定されるということに伴ひまして、海上保安庁の仕事といふのはなかなか大変だと思います。人員も整備しなければならぬ、あるいは海上保安庁の業務遂行上のいろんな設

備、艦船、その他の問題についても整備をしていかなければならぬ。尖閣列島の問題が最近出でおりますけれども、そういう場合にも、領海侵犯について日本の立場からの業務を遂行していくかなければならぬ、こういった任務から考えまして、そういう任務に予算的にも人員的にもまた機能的にもたえるような状態でもつて逐次整備されつつあるのかどうかといった問題についても、ひとつこの機会に御答弁を願つておきたいと思います。

○久世説明員 先生御指摘のとおり、私ども昨年七月一日以降、御存じのとおりわが國領海の拡張あるいは二百海里漁業水域の設定に伴いまして、これら広大な海域におきます領海警備あるいは漁業操業秩序の維持等の業務が飛躍的に増大したわけでございます。そしてこれらの業務を迅速、的確に遂行するため、外國漁船の操業の実態等を勘査しまして、まずとりあえず、現有の巡視艇三百二十二隻あるいは航空機三十六機を重点的に各海域に配備することによりまして、この監視、取り締まり体制の万全を期しているところでござります。ましたが、先ほど申し上げたとおり、新しい海洋秩序というものに対応するためには、この特に広大な海域におきます業務というものの的確、迅速に対処していくためには、これらの船艇では必ずしも万全の対策がとれないということが懸念されますので、その体制の強化を図ることは当然必要である、こういうふうに考えまして、このため

○角屋委員 大体時間が参りましたので、全体的な日本漁業をめぐる国際環境、あるいは試験実施の過程、これから本格実施へ向けての基本的な構え、こうしたことについて総括的に議論をしてまいりまして、細かく議論をすればまだまだ時間を要するわけありますが、これは引き続き同僚議員から議論がなされますので、それに譲りたいと

○角屋委員 そこで最後に、政務次官にも発言の機会を与えなければいけないと思いますので……。

○新盛委員 漁船積荷保険臨時措置法の一部改正に關する法律案の提起に対し、本委員会での審議を通じて、質問をしてまた考え方について政府側の御答弁などをいただきたいと思います。

○中尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十五分開議
午後零時三十一分休憩

○角屋委員 これで質問を終わります。
○山崎(平)委員長代理 この際、午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

○角屋委員 ここで質問を終わります。

○新盛委員 漁船積荷保険臨時措置法の一部改正に關する法律案の提起に対し、本委員会での審議を通じて、質問をしてまた考え方について政府側の御答弁などをいただきたいと思います。

○中尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○新盛委員 質疑を続行いたします。新盛辰雄君。

○新盛委員 漁船積荷保険臨時措置法の一部改正に關する法律案の提起に対し、本委員会での審議を通じて、質問をしてまた考え方について政府側の御答弁などをいただきたいと思います。

○中尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○新盛委員 漁船積荷保険は、漁船に積載した漁獲物等の積荷について生ずるあらゆる損害を適切に保険する

保険も、可能ならば同時本格スタートということも含めて、組織論、体系論、制度論、そういうことで、安易に、五年期間延長になるからひとつ

つくりやろうかという感じにならぬといふうに思ひますれば、このままでは、そういうことを考へてみれば、この機会に真剣な構えで、制度の整備のために農林省と

会に真剣な構えで、制度の整備のために農林省と

して、質問を終わらせていただきたいと思います。

○今井政府委員 先ほども御答弁申し上げたと思

います、この五カ年延長につきましては、漫然と期間延長をお願いしているわけでもございません。条件整備を一日も早く整備をいたしまして、しっかりとやります。やはり先ほども御議論が聞わされた

ように、その海難の種別というものは、機関故障あるいは衝突あるいは乗り上げ、そういうものが

大半を占めておるという状況でござります。

○今井政府委員 それでも対応してもらわなければならぬといふうに思ひます。それで、漫然と期間延長をお願いしているわけでもございません。条件整備を一日も早く整備をいたしまして、しっかりとやります。やはり先ほども御議論が聞わされた

ように、その海難の種別といふことは、機関故障あるいは衝突あるいは乗り上げ、そういうものが

大半を占めておるという状況でござります。

○今井政府委員 これが質問を終わります。

○角屋委員 これで質問を終わります。

○新盛委員 これで質問を終わります。

○中尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○新盛委員 質疑を続行いたします。新盛辰雄君。

○新盛委員 漁船積荷保険臨時措置法の一部改正に關する法律案の提起に対し、本委員会での審議を通じて、質問をしてまた考え方について政府側の御答弁などをいただきたいと思います。

○中尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○新盛委員 漁船積荷保険は、漁船に積載した漁獲物等の積

荷について生ずるあらゆる損害を適切に保険する

保険も、可能ならば同時本格スタートといふうに思ひます。それで、漫然と期間延長をお願いして

いることによって、諸般の整備をやりながら可及的速やかに本格実施に乗り出す、その点について

私は、私自身は、きょうの直接の議題にはなりませ

んけれども、試験実施に滑り出した漁船船主責任

について、漁船保険組合が元請保険者となつて、漁

船保険中央会が再保険者という形で現在まで推移しているわけあります。

しかし、今回この改正というのは、試験実施期間を諸般の情勢によってさらに五年間延長したいという結論的なことあります。が、そうした内容

というのは、最近の各國の二百海里漁業水域設定によつて新たな海洋秩序の形成が急速に進んできているし、漁船の積荷保険の対象とする大部分が遠洋、沖合い漁業において行われておりますし、減船、漁場の転換あるいは航海日数の変化などによつて、操業形態に大きな変動を来していることなどから、こうした一連の積荷保険事故の発生度合い、態様が変化したという予想のもとで、いま直ちに本格実施に移すというわけにはいかないと

いう、情勢の変化、弾力的な対処という面でこの改正の趣旨がなされているわけであります。そこで、この情勢の変化、すなわち二百海里時代の新しい海洋秩序のあり方と展望について、漁船積荷保険にかかわる問題として、政府の見解を以下ただしてみたいと思うのであります。

大臣が二時からいらっしゃるそぞうでありますから、大臣の基本的なお答えをいまだかなければならぬ部面もございますので、またその際に申し上げて重複をする面があるかも知れませんが、一応申し上げてみたいと思います。

基本的な問題として、最近、沖合い、遠洋漁業に対する操業規制が非常に厳しくなってきて、いる。水産政策の上であるいは漁業外交の上においても当面の重要な課題として政府も受けとめておられると思います。漁獲量、入漁料、減船、漁場の転換、操業海域の縮小、あるいは漁場を求めて操業日数の長期化など、今日の操業形態によって、今回のような漁船積荷保険などの保険設計にかかる問題として、今までの損害率やあるいは危険率の基礎データ、そうしたものについて、すべて今日次元における大きな形態の変化、そういうことについては、新しい海洋秩序の方式を持來展望として、あるいは漁業の再編成という問題も出でて、あるいは今日であります。そういうことについて

て、政府は実態的にどうとらえ、どのように考えておられるか、また今後の対策として、基本的な姿勢、展望等について、ぜひこの際、明確にお聞かせをいただきたいと思います。

○今井政府委員 先生お説のとおり、最近の二百海里水域の設定という海洋新秩序の形成によりまして、わが国が非常な影響を受けておりますことはそのとおりでございます。

そこでわが国としては、これに対応するために、これらの関係国と粘り強い交渉を行いました、長年にわたりましてわが国の漁民が獲得してまいりました、その沖合のあるいは遠洋漁業の操業というものを可能な限り維持することに努めるることは当然でございますが、これと同時に、やはり国際協力を含めた漁業外交を積極的に展開をしております。

第二義的には、国民の貴重な資源であるから、これの著しい減少ということにつきましては大変な問題になりますので、そこで、わが国周辺水域の積極的な活用を図ることという観点で、いわゆる沿岸漁場の造成あるいは増養殖の拡充ということで、自分の手ができる、自分の主権の及ぶ範囲内といふことで、とれる魚は

お答えいただきたいと思います。

○森(整)政府委員 先ほど政務次官からお答えをおいたしましたとおりでございまして、二百海里の時代に入りましたからも、それぞれの地域によりましていろいろ実情が異なつております。したがいまして、漁場の確保をいたすにいたしましても、そのことをお聞きしているわけであります。

○新盛委員 いま次官の方からお答えいただいた

のは、一昨年来われわれが指摘をしていることであります。

そういう面での国際協力ということから見て、も、日本の漁業外交というの是非常に脆弱じやないか。もっとびしつとしたものがなければならぬはずのものなんですが、行き当たりばったりで、もうすでに日ソ漁業交渉も大詰めに来ているのであります。が、けさほどの角屋議員の質問等にございましたように、今日の日本の漁業が立たされて、漁民を納得させる、漁業者を納得させること

もあります。あるいは財團、それぞれを通じまして漁業協力の援助もする、そういうことも絡み合わせながらいふる話を進めておるわけでございます。

先ほど政務次官が申し上げましたのは、結局、沿岸漁業を振興するということももう一回見直すといふことで、これも相当な経費を今後、沿岸事業なり漁港なり構造改善事業なり、そういうものすけれども、外で失われるものは中で取り返すと、いう考え方、ともかく一千万トンの漁獲量はあくまでも維持していくくという考え方で水産庁としては臨んでまいりたいというふうに思つておるわけ

でございます。増養殖あるいはそういう漁場を新しくつくつて、漁獲量や入漁料、減船という、もう差しあうようなことについて、お考えになつておるのか、という基本的な問題を聞いておるわけです。したがつて、漁獲量や入漁料、減船という、もう差しあうしなければならないかという立場、そうしてまた、これからどのような立場、そうしてまた、これからどのような立場で、あらゆる沿岸にといふHターン現象を起こしつつある中における日本の水産政策は、まだこれとあらゆる立場で、あらゆる沿岸水域における漁業の状況をどうとらえておられるのか、そのことをお聞きしているわけであります。

○新盛委員 それでは具体的に聞いておきますが、日ソ漁業交渉の将来の展望、そしてまた、尖閣列島海域周辺の現状認識については、もう外務委員会その他あらゆるところで取り上げられております。

○新盛委員 それでは具体的に聞いておきますが、日ソ漁業交渉の将来の展望、そしてまた、尖閣列島海域周辺の現状認識については、もう外務委員会その他あらゆるところで取り上げられておりますし、南太平洋フォーラム諸国との動向についてもいろいろ議論がございます。

そういう中で、具体的にお聞きしておきますが、今回の日ソ漁業交渉では、昨年の、あの八万トンの実績を誇っておったわが国が、交渉の結果に因つて、いこうじやないかといふことが基本的な対策でございます。それに伴います具体的な諸方策につきましては、水産府長官の方からまた追つて補足の答弁をさせたいと思います。

○新盛委員 いま次官の方からお答えいただいたんですが、基本的な考え方として、政府は、今日までの新しい海洋秩序の中における漁獲量の減少や減船、あるいはそれが二百海里における入漁料の問題等も具体的な問題として出でておるわけではありませんが、そういう関係についても、今日まで当たまつて、いろいろ海外の経済協力の事業団

かことになるわけです。

こうしたことに対する、減船の具体的な規模をどういうふうに把握をしておるのか、あるいは操業別の割合はどうなつておるのか、そして政府が交付してしまはなつて、これらの資本はどう

にしなければならないのか。それこそ業界においては減船対策がもういま頭の痛いことであります。そして、北洋漁業はこうした大打撃を受けます。又、有力な大臣（ラム皆昌）を中心にして

る、南九州すなわちカシオ・マグロの漁業を主力としている基地も、当然その影響を多大に受ける結果になります。いま、こうした補償の具体的な問題については、これほまた政府が考えておられることでもありますし、けさほどの角屋議員の質問に口をきか、一二三事に補償されてしまふこと

の質問の中でも、たゞ卓は有能さを認めないと
いうふうなお答えを耳にしますと、まことにそら
ぞらしい。それも、一生懸命中川農林大臣がおや
りこなつて少しまは、目減りするものが並て千五百

トンぐらいは何とかなつたんだ、そういうふうな効果を上げようとする、そういうものじゃないと思うのです。現実減らされているという最近の事

情について、もっと認識を新たにして政府は取り組んでもらわなければ困る。そのことをどういうふうに政府として、これから先、展望としてお持

ちになつてゐるのか、お聞かせをいただきたいのです。

げましたとおり、今回の日ソ漁業交渉につきましては、当初沖取りをいけないというのが、わが国の方の粘り強い交渉で一転をいたしまして、最終的に

は、先生お説のとおり四万二千五百トンといふことで妥結のやむなきに至つたということござります。しかしながら、まだ今朝、統計まして最も

大事であります漁区の問題につきましては、さるに最終の詰めといいましょうか、中川大臣が続行をしておられまして、それによつてわが国の漁船の打撃を少しでも少なくしようという努力を最後までやつておられるわけでございます。

しまして、漁船の減船というものが具体的な問題となつてゐることは、これは否めないことであります。その細部等々につきましては、いざれ大臣が帰りましてから、精力的にひとつ各界とのお話し合いをして、御了解を得るよう努努力をいたさねばなりませんが、われわれいたしましては、去年のことにつきましてさらにまたこととしこれをやらねばならないという大変な苦境にあります。そこでございまして、そのあたりにつきましては、ひとつ今後十分、過去の実績等もございますのでございまして、そのあたりにつきましては、ひどい誠意を尽しまして皆様方との交渉に当たりたい、このように存じております。

○新盛委員 同じところにどまつておるわけにもまいりませんから、これは端的にお答えいたしますが、偶發的な事故、中國側がそう言つてゐるのでしょうが、尖閣列島の海域周辺の現状認識の中でも、領海十二海里とわが国が設定をしている尖閣列島、この中における漁場、すなわちいま中国船がたむろしているわけでありますが、そういうふうな漁業の実態についてどういうように把握をしておられるのか。

二つは、韓国が四月三十日に領海十二海里を実施するとして新聞発表もなされております。これによつて日本の漁業にどういう影響が起らるのか起こらないのか。この二つについて明確にしていただきたいと思います。

○田島説明員 お答えいたします。

現在の尖閣諸島周辺海域の状況は、昨十八日……

○新盛委員 その経過はいいから、現実の漁場はどうなるのが、そういう答えをひとつお願ひいたします。

○新盛委員 韓国の十二海里はどうなんですか。領海十二海里については、外務省は知つてゐるのですが。

○田島説明員 私、中国課長でございますが、私

は、わが国と直接大きな変化があるというふうには認識しておりません。

○森(整)政府委員 尖閣諸島は、水深大体二百メートルの大陸棚の外縁付近というところに位置しておりますし、この諸島の付近はよい漁場を形成する場ではお答えできません。

しておりまして、この諸島の付近はよい漁場を形成している。そこで、わが国の大中型まき網漁業、それから以西底びきの漁業、それから小型漁船による釣りはえなわ漁業が行われております。二海里といふより大体二百海里の区域の中でござな

いますが、五十一年では、アジ、サバ等、推定で約八万トンの漁獲を上げております。このほか、台湾の漁船の操業がたまたまよくあったのですが、中国漁船の操業というものは初めてであるといふうに認識をいたしております。

直ちに水産庁の監視船を派遣いたしました。中国漁船との紛争を避けるという意味で、現在この海域におきましていろいろ警戒に当たつておるというわけでござります。

○新盛委員 この水域の、尖閣列島の十二海里、いわゆる領海ですが、広域水域という形の漁場としては確保されている、あるいは韓国の領海十二海里が設定をされて、その中におけるこれから

漁業交渉は、これは北鮮の関係もございますが、そうした関係においては、日本の漁業水域とは何ら関係ないということをおつしやっているわけですか。

○森(整)政府委員 先ほど、もう一つ御答弁を忘れましたけれども、韓国の領海十二海里を引くと、いう問題につきましては、大体、今までの韓国の

漁業専管水域というのですがございますが、これが大体十二海里でございます。今後の領海の引き方い

かんにもよるわけですが、ただいままで
私たちが承知しております、韓国がもし十二海里
を引いた場合には、従来の漁業専管水域のライン
で大体おさまっていくのではないか、若干出入り
はあるようござりますけれども。そういうふうに
に認識しておりますし、その問題につきまして

は認識しております。○新盛委員　じゃ、それは確認しておきます。
そこで、南太平洋フォーラム諸国の動向について、政府は先ほどその認識を持つておられるというふうにおっしゃいました。また、これらの諸問題の規制、すなわち入漁料の問題等についていましきりと交渉が行われているわけであります。オーシャン、ギルバート、フェニックス、ラインズという四島からギルバートは構成されているというふうに言われておりますが、それに、ペプア・ニューギニアの交渉も、あるいはまた、四月一日からそれぞれ二百海里の漁業水域を設ける各国々との間における交渉が行われているわけであります、一例をとると、ギルバートの場合にはいま入漁料の問題で、当初カツオ釣り五十万円、あるいはマグロはえなわ六十万円、年間一万トンまではそれで漁獲量を一応何とか、あるいはその後さらに量があふれば追加をするとか、こういうことで南九州の皆さん是非常に不安を持っておられるわけであります。こういう交渉がなかなか思うとおりにいかないし、また現実の問題として、もう少しこうした交渉を積極的に政府はおやりにならなければ、これからカツオ・マグロの漁業に対しても大きな影響がある。これまで打った手は何であつたのか、そしてまたこれからどうするのか。カツオ・マグロの入漁料についての交渉経過があると思いますが、どうなつてているのかを明らかにしていただきたい。
ペプアの場合でも、四月一日から二百海里宣言、日本の漁船は今月いっぱいまで全部縮め出し、こういう強い姿勢も伺われています。今月いっぱいの中で、入漁料というものは純営営の中で漁業者が当然考え方を持とうというのです。こういう中で、先い猶予を持とうというのです。こういう中で、先月中川農林大臣に、いろいろやりとりをしていく中で、入漁料というのは純営営の中で漁業者が当然考え方をしなければならない問題もあるけれども、どうもこの辺があいまいなんですが、入漁料は国が補償するのかしないのか、端的な話ですけれども、これを明確にしていただきたいと思うので

合はまず黒字ということになつております。

それから、赤字が出た場合といふ」とでござい

高い順から、お調べになつておつたらせひひとお聞かせをいただきたいと思ひます。

ますが、漁船保険中央会でそういう、もし赤字が出た場合の処理につきましては、逆に言えば、予測を上回る保険事故が発生をして支払い資金に不

とる場合の海況の変化というのに左右されるのは当然であります、そういう不安定な中で、生産

いう認識を持つておるわけでござりますが、こういう非常に不安定な状況でありますので、今後の二百海里時代に備えまして、さらに基礎データを加えまして正確な設計をしてまいりたいということことで、いま法案の審査をお願いをしておるというところでござります。

保険金の支払い不足に備えまして、再保険の保険料収入額と同額のものを限度といったしまして、国庫債務負担行為ということで、再保険の支払い資金を補助をするという形になつております。しかしながらいまして、保険の設計の理論上赤字の発生はないと考えております。先ほどの漁船保険組合におきます支払い保険金の不足という問題につきま

べたところでは非常に低いと思つてゐるのです。

が、一応総代会の議決でそういう組合員のために行うものでございますから、またそういう組合の負担において処理するという責任ある事業の運営でござりますから、十年の試験実施を通じて見ると、場合には、著しい赤字というものは生ずることはないだらうというふうに考えております。また、もし赤字になりますとしても動きがつかないということになりますれば、そういう事態が出来すれば、それにつきましてまた考えてまいりたいと、いうふうに思います。

から五十二年三月までの損害率が平均では三八

おきますが、保険設計を立てる展望として、五ヵ年間の試験実施期間がありましたし、損害率や免険率等の基礎データをこれまで見てこられた方はあります。四十八年十月以降五ヵ年間のこの実施の中でも、将来の保険設計の展望というものを当然持たなければ、本格実施という段階で大変なことになるわけです。そうしたことの観点に立つて、漁船保険事業の体系に関して考え方、これだけ統一、統合しようじゃないかという問題もござります。その中で、とりわけこの加入率の問題であります。保険の引き受けの全漁業種類の加入率は一体どうなっているか、また漁業種類別に加入率が高い順位を持っているわけありますが、その

なつてゐるということで、相当はらつきがあると

○新盛委員 これは私の意見でございますが、保険制度の改革について、いま試験実施期間でございますが、将来のあるべき姿としてどうなければならぬかということを考えてみた際に、今日のあらゆる産業に保険制度というのは導入されているわけです。災害や不慮の事故における損害に対してもカバーできるようになりますし、そのためには経営の安定がなされているのが今日の現状でございます。

今後の検討課題でもありますしが、そういうことにについてどうするのか。三つ目には、国庫補助を適正とするいわゆる国の再保険制度、こうしたものもあるわせてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

私ども、こうした保険制度のあり方の抜本的な問題に触れるにすれば、現行保険制度をいまから向こう五六年間また試験実施として延長されるのですから、本格実施の段階で、この世の中はどん

あと積荷保険は、その漁船保険にあわせて積荷にまで掛けしていくという性格上、こういう一七六〇という加入率になっているのじやないかというふうに思いますが、もちろんこれをさらにふやして

をしたらどうだらうか。今日、野放しとまでは言いませんが、漁業許可制の問題についてもいろいろと問題があります。そういうことの現状の欠陥を埋め合わせるためにも必要じやないか。

定をいたしておるわけでござります。統計上、そういうようく細かく一トン一トンで切るという操作がなかなかむずかしいのですから、表面的に何はなかなか数字的に御説明できないわけでござり

る漁船積荷あるいは船主責任保険、こうしたものについてもあわせて考えていく必要があるのじやないかと思うのです。そうしたものを総合的に統一をし、あるいは保険制度の抜本的な見直しをする

需要がないわけでござります。そういうものが苗
せかけ上の加入率を非常に低くしておるのではな
いかと私思つておるわけでございまして、むしろ
五トン以上の動力船の加入率が八割強と相当高い

をつくつております。確かにそれとこれとは別個のものでござりますし、現に共済制度も漁業の中にあるわけでござりますが、そういう面でも、抜本的な考え方として、経営の安定を図っていく最

険が一七%ということで加入率が低いわけでござります。これにつきましては、漁船保険そのものの加入率が五割でございまして、隻数で大きな割合を占めております無動力船とか動力船の五トン

保険などございますけれども、こういうものを統合するべきではないかというふうに考えます。そのためには現在の漁業災害補償法あるいは漁船損害補償法を根本的に見直していく必要があるので

百海里時代に備えまして、さらに基礎データを加えまして正確な設計をしてまいりたいということです。いま法案の審査をお願いをしておるというふうにとでござります。

総合的な保険制度をとるべきじゃないか。けさはどの角屋委員の質問にもございました。この総合保険のあるべき姿としては、現在個別にばらばらになつてゐるところまでは申し上げませんが、船体の

どん変わるものもしくは、そういう変動する形態に対応する体制も当然つくり上げていく必要があると思うのです。今後の保険制度というのは、いまのままで、ただ随時五ヵ年延長すればいい、そして本格実施をやればいい。政府が現行制度でお考えになっているというならば、それは少し問題がありはしないか。そういう角度で政府のお答えをいただきたいと思います。

○森(整)政府委員 御指摘のように、漁民にとってそれぞれの経営につきまして一つの重要な支えになつておる制度でございますから、政府といいたしましても、たとえ言えば保険料の補助も行つておりますし、今後、いまお願ひしている延長に甘えることなく、そういう実績ができ上がりました段階で、それぞれの制度につきまして、先ほど角屋先生からもお話をございましたいろいろな制度の特徴を生かしながらこれをどういうふうにできることなく、そういう問題、これは過去にも二回にわたりまして議論が行われたわけですがございまして、その際、統合一元化につきましては将来的な方向だという一応の見方は持つておるわけでございます。ただ積極論、慎重論というのが並行して、御承知のように、ただいま都道府県保険共済共同推進センターということで五十二年度から五つの都道府県で実施されている、こういうことの成果を見ながら、またいろいろ保険設計上の実績のデータが固まるのを見ながら、きょういろいろ出ました御意見を参考に今後私ども十分検討させていただきたいと思っております。

○新盛委員 時間が来ておりますから、あとの質問について大臣からもお答えをいただきたいと思いますが、各国の二百海里水域外で操業している際に、不幸にして相手側の水域に入った、そして罰金あるいはまた拿捕されるという例が今日まで起こっているわけであります。その実態等については昨年も議論をいたしましたし、今日、漁業者がこうした二百海里という新しい海洋秩序の時代に来ている中で大変難渋しておられる。拿捕されたりあるいは罰金を払わなければならないという

水産政策の一環としてとらえてみれば、それなりに補償しなければならない問題があるわけであります。こういうことについて、政府がおやりにならることじゃない、あるいは政府は冷静に厳止にそなへた事態を見守っているかのとき印象にあるわけですが、そういう中で、民間の漁業団体においては、海外操業漁船損害補償というものについて前向きにいろいろと措置をしておられる。それがもとで事務費的な補助を出してということに現実はなつてゐるやに聞いておりますが、その辺のことをお聞かせいただきたいと思うのです。

そしてまた、将来の展望として、これは国が事務費的なものを補助して民間がそれを取り扱つておられるということじやなくて、これから二百海里時代に向かっての大きなことでありますし、今後もそういう事態がたくさん発生するだろう、そういうことに対応する問題としてどういうふうにお考えになつておられるか。

第二の問題は、漁船積荷保険や船主責任保険などは実害の起ることに対する補償、安心して働くようにという立場からの保険制度でもございますけれども、そういうことの以前に漁業の安全操業ということを図らなければならないわけになります。冒頭議論をいたしましたように、今日の二百海里設定によつて、各國の間にあって私どもが日本の国益を守るという立場からも、そうしたような入り組みはございますが、安全操業ということについて政府はどういうよう考えていらっしゃるのか、これは大臣からお答えをいただきたいと思います。

○森(整)政府委員 私の方で先に御答弁いたしましたが、後で大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

島のようないうところからいろいろ不幸な事件が発生した。そういうことのため、不当拿捕の損害を補てんするという意味で特殊保険なり乗組員の給与保険になりますと、その中の拿捕事件ということが最近の大きな特徴になつておるわけでございまます。こうしたことになりますと、国がやる保険になじまない、むしろ相互主義に基づく共済制度みたない考え方の制度があさわしいということで、新たに海外操業漁船損害補償事業というので、漁船保険中央会が中心になりまして、拿捕によつていろいろ損害を受けた漁業者の損害のうち、漁船の船体なり漁獲物、漁具の損害、あるいは抑留された場合の乗組員の給与、罰金、そういう費用について七〇%の範囲内で救済金を支払う事業を始めようということで、七月から発足する予定を立てておりますて、これについて国が事務費を補助していくといったことを考えておりますと、どうぞござります。それにも増して、その前に、そういう損害が発生しないようにいろいろ指導もやりたいと考へておるわけでござります。

最後に、安全操業の問題についての御質問がございましたけれども、一百海里体制といふことで、先ほども日ソのサケ・マスでお話が出てまいりましたように、操業に対するいろいろな規制がかかる事件が起きておるわけでございますから、通達しましては、その個々の操業規制の内容につきまして、つまらないと思われるようなこといろいろな説明会で徹底いたしまして、その指導に万全を期してまいりたいと考えておる次第でござります。

○安倍国務大臣 二百海里時代に入りましたが、わが国の漁船が相手の二百海里の中操業する機会が非常に多くなつた、そういうことで、拿捕されるあるいは罰金を科せられるという事件が頻発をしてまいりたいと考えておる次第でござります。

あるいは領海水域等においてもやはり外国の漁船等の侵犯が繰り返されております。最近の尖閣列島における中国漁船の侵犯もその例でありますし、また昨日は、北朝鮮の軍事水域の中でおわが国の漁船が操業したということで拿捕されている。わが国としては軍事水域を認めておるわけじゃないのですから、これは筋の通らない話であります。が、とにかくそうした事態がたくさん出ておるわけであります。

外国のそうした二百海里以内のわが国漁船の拿捕につきましては、いま水産庁長官が申し上げましたように、外国の法令、その国の国内法によつて拿捕されるわけでございますが、わが国の漁船等が出漁する場合に、そういう規制というものがよく理解されてない、わからない、外国の法令等も熟知しないで行つて拿捕されるという例が非常に多いわけです。したがつて、いま水産庁長官から申し上げましたように、そうした漁船に乗り組む諸君に外国の操業規制の内容等については熟知せしめて、拿捕を免れるという方向で指導していくかなければならぬことは当然でありますし、そういう点についてはだんだんと努力をして、その成果も出てきておるというふうに考えておるわけでござります。

基本的には、こうした問題の続発を防ぐために、両国政府間でいろいろと話し合いをして、水産外交その他のいろいろな面で相協力関係を保つて、できるだけ拿捕等の事態が起こらないようになら、そういう政府間の話し合いをもつと積極的に進めていくことが必要であると思うわけであります。そして、そういう点については、今後とも積極的な外交展開によつて努力してまいりたいと考えております。

○新盛委員 終わります。

○中尾委員長 野村光雄君。

○野村委員 私はただいまから、昨日提案されました漁船積荷保険臨時措置法の問題に関して質問をいたしますが、まず最初に、その質問に先立ちまして、安倍臨時大臣並びに森水産庁長官にお尋

ねいたします。

目下ソス・タワにおいて日ソ漁業交渉が大詰めに入ってきておりまして、その大詰めの実態が昨日來の新聞報道等によって伝えられておりますが、当初の予想を大幅に下回った漁獲量、水域の制限

張する禁漁区域は、余りにもわが国の漁業のこれまでの既存権益というものを損なうことはなしだしいわけでございまして、どうていわが方として容認することができないものですから、これまた粘りに粘つて今日に至つております。

一つの例を申しますと、ソ連あたりは盛んに最近は母川主義ということを言い出してきておりましたが、これらの問題に対しましても、私はすぐれども、これらは私の問題ではありません。そこで、私はこの問題に対する四日にも、中川訪ソ前に折衝の基本的な姿勢の問題など、これまでおどかされてきた問題、こいつについて

からは四万一千五百トンどころではない、さらに漁獲をしても十分資源は温存できるという立場は、科学的な根拠から強く主張しておるわけであります。

問題、こういう問題で非常に多くの関係漁民がからまざきな衝撃を受けておりますので、留守を預かっております安倍大臣並びに水産庁長官に対してもう一度御質問をいたしまして、なおかつ中川大臣が帰国次第、また本問題に触れまして改めて質問を申し上げたい、こういう考え方でおりますので、ひとつ御答弁をいただきたいと思うのであります。

恐らくさう二時ころからの最終会談に持ち起されたわけでございまして、私としては中川農林大臣の最後の努力に期待をかけておるわけでござりますが、全体的には昨年の六万一千トンに比べまして四万一千五百トン、そうして漁区も非常に制限されたということで、わが国の北方漁業に与える影響というものはきわめて甚大なものがあるわけでございます。そうして、これは恐らく相当量の減船を行わなければ対処できないという事態に

問題で、オ委員会で考え方をお聞きいたしましたが、でござりますけれども、このサケ・マス問題は、もう半永久的にソ連と毎年折衝していくなければならない問題でござりますので、わが国の水産界としても漁獲量その他の点に関しては十分にソ連側を説得し得る科学的根拠というものをもう少し詰めて折衝する必要があるのじやないかというふうに思つておりますけれども、この点に対してもどのように認識なさつていらっしゃるのか、ひと

基本的にはとにかく漁業性利益がかかると不利益はないという立場でしようが、資源の問題についても、ソ連は、資源が相当行き詰まつておるという観点で、ソ連流の主張を続けてきてこういう事態になったわけであります。が、わが国からすれば、何としても公海の漁獲というのは、わが国の、われわれの先祖が開拓し、そして漁労を続けて今日に至って、いわばわが国の専売特許みたいなものですから、これを根こそぎ否定するということに

のとおり、サケ・マスのモスクワにおきますところの漁獲量が四万二千五百トンという、昨年の六万二千トンから比較いたしますと、大幅な減退をいたしましたけれども、この漁獲量の大大幅な減退並びに漁業水域の大大幅な制約、こういう厳しい実態に対して、臨時大臣並びに水産庁長官としてどのように受けとめていらっしゃるのか、その点にまず御答弁いただきたいと思います。

追い込まれることは必定であるといふにわれわれとしても覚悟をしております。それに対する措置等は十分考えなければならぬわけですが、今回の日ソの漁業の交渉というものは以前までない厳しいものであって、わが国としてはまことに残念至極のことであります。何としても交渉ごとでありますし、相手が支配権を持つておるという状況の中でありますので、これまた本当に残念至極でござりますけれども、涙をのま

つ御答弁をいただきたいと思います。

主張というものはとうてい納得することはできない。ましては、また資源の立場から見ましても納得できませんし、ソ連の主張といふのはどうしてい納得することはできないわけでありますけれども、残念ながらソ連のそうちした力といいますか、そういう力関係、最終的にそういうところまでいかざるを得ないわけであります。が、行き着くところはそういうところまでいくわけでありますが、最後には、交渉の結果としてソ連の主張に従わざるを得ない。ソ連も多少の妥協はしまして、ついでにソ連の主張と十

て、中川大臣を中心として代表団が奮闘これ努力しておるわけであります。ソ連の壁が厚くて、ついに四万二千五百トンという漁獲高で合意をせざるを得ない状況に陥ったわけでございます。

当初は、公海における沖取りは全面禁止、こういう厳しいソ連の方針が流れておったわけであります。その後三万五千トン、さらにまたソ連の第一次提案案で四万一千トンということになつたわけであります。わが方が粘りに粘った結果、最終的に五千五百トン上積みして四万二千五百トン、しかし、これ以上ソ連の譲歩を求めるることは困難であるという結論に達しまして、中川農林大臣と、してもついに涙をのんでこの線で合意をせざるを得なくなつたわけでござります。

御理解をいただきたいと思います。
○野村委員 モスクワにおきますところの厳しい
日ソ漁業交渉の結果を、ありのまま厳しく大臣あ
受けとめていらっしゃるようでございます。

主義を主張いたしまして、公海といふと、もとにはソ連のサケ・マスをとる権利はないというがソ連の主張でござります。しかし、わが国からすれば、二百海里から外の公海上の漁獲については、ここまでソ連があるのはその他の国が漁獲について制限をすることは問題があるということをかねがね主張もいたしておるわけであります。大勢はいかんともしがたいところで、交渉しておるわけであります。

しかし、問題は、公海のサケ・マスについて、やはり資源という見地からお互いに合意を求めるということで、科学委員会や何かを設けて、お互いに資源の状況を相照らし合いながら納得のいく線で資源保護という立場からこれまで合意を求めてきたわけでございまして、わが国の科学委員会は、この問題に開口をつけて、どうぞ資源の大元

の要請をしておられたけれども、それをそのままさ
分生かすことができない形でソ連の主張をそのままさ
るを得ない、こういうような事態になつたわけ
で、まことに残念至極でありますけれども、今後
ともソ連との間ではいろいろな面での、漁業協力方
の面もまだ残つておるわけでございますし、やは
りお互いに友好関係を保ちながら今後の公海上にお
ける漁獲が維持できるよう、日本の漁業が維持能
力があるような形で道を開けていかなければならな
い、こういうふうに考えて、今日の事態をわれわ
れはあえてのんだ、こういうことでござります。

○野村委員 次に、いまの日ソ漁業問題でもう一
点だけ。先ほど臨時大臣は御答弁の中で触れてお
りましたが、減船対策の問題でどうしてもここで
もう一点だけお聞きをいたしておきたいと思うの
です。

さらに、禁漁区域等にてござりましても、ソ連の主

いか、こんな懸念を抱いておるわけでございま

者等の精密な調査によつて、いまの資源の状況

卷之三

去る四日の私の質問に対しましても、水産庁長官は、少なくとも減船にだけは追い込まれるようなことのないようにしたいと、非常に希望的観測でございますけれども、お話をございましたが、悲しいかな、ただいまの臨時大臣の御答弁の中にございましたとおり、サケ・マス漁の漁獲量が大幅な減少をいたしました結果、昨年に引き続いで減船のやむなきに至るのではないか、こういう懸念が出てまいりました。そこで、私は、すでに昨年この問題で大きな衝撃を受けておりますさなかに、追いかけるをかけるようさら減船ということになつていくわけでございまして、昨年以上の混乱と深刻の度はきわめて深いものが出てくると思うのです。

そこで、この事態に対応できるためへの、この減船に対する特別対策の本部等の機関を水産庁としてぜひ設置していくだく考えはないかということ、もう一つは、その対策本部等は単なる水産庁の幹部のみで構成するのではなくて、当然これと各省庁との連携問題が出てはまいりますけれども、特に現地の関係漁民団体の代表等をこの中に網羅しながら最も的確な対応をしていく必要があるんじゃないのか、こういうふうに考えますけれども、この対策本部の設置と基本的な内容、そして対策本部を設置する考え方があるとするならば、いろいろをめどとして考えられるのか、この点についてお考えがございましたら御答弁をいただきたいと思います。

○森(整)政府委員 見通しが甘かったと言われれば大変申しわけないと、いうふうに思いますが、それはそれといたしまして、こういう立場に相なつたわけでござりますから、御指摘の対策本部のようなものにつきまして、まだそこまで検討はいたしておりませんが、昨年は千隻に及びます北洋全体の問題がございました。サケ・マスだけでない、全体の減船ということに迫られたわけであります。そういう意味で、昨年は確かに対策本部を設けましていろいろやった経験がございます。

そこで、ことしどうするかということでござい

まだモスクワにおけるわけでございまして、今後モスクワに帰国をすると思います。涉が妥結されれば直ちに帰国をすると思います。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

そういうことで関係団体と十分私どもは話し合いたしましたて、まあこれもなまやさしいものではないと思います。まだこのショックが本当に腹に入っていないというふうにも見受けられるぐらいいな状況でございまして、これからいろいろな話話し合いが行われる。団体の中でもそういう話を話し合いたいというふうに思っておりますが、一応去年の先例がございますので、それを念頭に置きながら、できるだけ早い機会にいろいろな条件を満ためてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

ただ、いまのところこれから作業ということになると相なるわけでございまして、私どもとしては日も早くいろいろ皆さんの御意見も聞かなければいけない問題でござりますから、慎重かつ迅速にということに相なると思います。また、私どももいろいろ説得をする場面も相当必要だと思います。あるいはなかなか説得に応じないかもしれません、それらも全部含めまして、できるだけ早い救済金その他の問題につきましての処理をしてまいりたいというふうに考えております。

○野村委員 できるだけ現地の実態、事情を的確にひとつ反映しながら対応策を進めていただきたいことを要望いたしております。

次に、本題に入らしていただきますが、漁船積荷保険臨時措置法をさらに五年間延長、こういう御提案でございまして、私どももいたしまして、この法案のさらによし五年延長に対しましては異議をはさむものではございませんが、ただ、若干ここで御質問をしておきたいことがございまして、たまたまからこの法案の質問に入らしていただきます。

まず、お聞きをいたしたい第一点といたしまして、すでに四十八年十月から試験的に実施をして

こられまして、今日までの経緯と実態、配付いたしました書類等を見てみますと、加入率が伸びていない、非常に悪い、こういう実態でございまして、けれども、この加入が遅々として余り進まない、こういう実態に對しては、この理由をどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、これが第一点。

それから、この加入率が非常に悪い中で今後の加入率の引き上げ対策というものに対しても、どのような対策と、どのような見通しを持っていらっしゃるのか、これが第二点。

第三点として、漁業者の保険料の負担の問題でございますけれども、現行の五年間やつてまいりましたこの保険料を今後軽減する方向で検討する考えはないのか。

この二点をまず最初にお尋ねをいたしたいと思います。

○森(整)政府委員 まず第一点の、加入率が低いのではないかという御質問でございます。これにつきましては、試験実施ということと、需要者側のいろいろな意見を聞きながら実施をしておるところですが、一つ原因になつていてるかと思いますが、四年間を通じての加入率一七%ということと、これを類似の民間保険の方と見ますと、民間保険の漁獲物保険が一一%ということとございますから、それで両方合わせて二八%ということと相なるわけでございます。

ただ、それにいたしましても、もっと加入率を引き上げるということにつきましては、まさに御指摘のとおりだらうというふうに思います。そこで、これにつきましては、漁船保険中央会等を通じまして、十分いろいろ各保険組合等を指導して加入の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、保険料の軽減はどうであろうかということとあります。ただし、まだいまのところ、漁船積荷保険につきましての危険率は比較的低く推移しておりますので、その危険率を見ながら今後軽減していくことで、努力してまいりたいというふうに考えております。

○野村委員 時間がございませんから、端的に簡略質問をしていきます。

その次に、一応五年間さらに延長、こういうことが今回の提案でございますけれども、それでは、本格的な実施に對しての見通しといふものは、仮に言いますと、これからさらに五年間延長しまして、その後において本格的な実施、こういう見通しの上で五年間延長なさるが、五年間延長とあわせて本格実施の関連性、見通し、これをお聞きいたしたいと思います。

○森(整)政府委員 今回の延長の趣旨が、いろいろ二百海里時代に備えての操業形態の変化の実績を積み上げていきたいということとござりますから、ある期間のデータの蓄積を図ることには必要であるというふうには考えておりますけれども、必ずしも五年間漫然と過ごすというつもりはございません。それ以前でも、合理的な保険設計が可能となりますれば、その段階で速やかに本格実施に移す。これは漁船の船主保険の期限とも關係がございますので、そういう時期に、もう一ついろいろな判断を加えながら検討していくといふふうに思つております。

○野村委員 そうすると、水産庁、こういうふうに受けとめてもいいのですか。いまの御答弁からいくと、一応五年間延長という今回の提案だけれども、その実態と成り行きによつては、五年を待たずして本格実施に踏み切るということもあり得るんだ、こういうふうに受けとめていいのですか。

○森(整)政府委員 そのとおりでございます。

○野村委員 そうすると、本来ですと、五年間も延長しなくとも、大体の見通しはついたんだけれども、しかし、本格実施ということに踏み切るのはもうちょっと具体的に不安な面があるから、とりあえず五年間延長させていただきたい、こういうつもりの御提案ということになりますね。

○森(整)政府委員 もう一回言い直しますと、今後五年間、二百海里時代の新たなデータの収集を

行う必要があると一応思つております。ただ、そ

的的な保険設計が可能な数字が出てくる、あるいはそれ以前でも、要するに五年間たたなくとも、合理的な見通しが立つということで、もう本格実施をしても差し支えないことがそれ以前に判断できれば、直ちに本格実施に移して差し支えなかろう、こういうふうに考えておりますということです。

○野村委員 その場合、ちょっと不安がございまして、各家庭によってますと

してお尋ねいたいのですか 木橋男爵はからずも 段階で、今後の過程におきまして、加入者も相当ふえていくでしょう。加入者がふえると同時に、事故件数もそれに伴つて当然ふえていくだろう。さらには、現在置かれている諸条件、環境、こういうものからいきますと、二百海里時代、十二海里時代を迎て、非常に海上における紛争、いろいろなことが巻き起こっているさなかでございまして、われわれ素人から考えますと、事故件数が若干ふえるような諸条件、傾向にあるんじゃないかな。
こういうふうになつた場合に、この收支のバランスといふものが、ある程度、最悪になつたとしても維持できる形態と、このように思つていらつしやるのか。この点のバランスの問題。

○森(整)政府委員 これは保険の設計となるデータの集積を図つて、こう、こういうことでござりますから、今後損害率がどういうふうに相なつていくかということにつきましては、もちろん二百海里といふことでのいろいろな漁場の規制が行われてきている、それに対応して操業の形態が変わつてきているということをございますから、今後の動向を予測するということ是非常に困難だとは思っています。したがいまして、危険の態様等に弾力的に対応できるような基礎資料の収集に努めていくことでございまして、それなりの設計、データが整つた上ででの保険設計を行えれば、そこで保険収支の均衡が図られるというような合理的な設計を行つていくということによりまして、そういう不測の事態は回避できるのではないだろうかといふ

また、再保険の制度を、責任をだれがどういろいろ形で行うかということにつきましての問題はあるわけでございますが、考え方としては、あくまでも、保険中央会が現在やつております場合は、団体が債務負担行為で再保険金の支払いを担保するという形をとつておるわけでございます。そういう意味で、結局国が後ろ盾でやつておるわけでございますから、そういう不測の問題というのはまず起こるはずはないというふうにお考えいただきたいと思います。

しました際に、現在、各種の漁船保険事業といふものがいろいろあるわけでござりますけれども、この各種ある保険事業というものを、この際、今

体的な体系を見直す必要が出てくるのいやないか、私はこういう考え方を持つてるのでありますけれども、見直す考えはあるのかないのかといふことと、もう一つは、保険、共済三制度の統合元化、こういう問題に対してもあわせて再検討する考え方があるのかないのか、この点をあわせて御答弁いただきたいと思います。

○森(整)政府委員 第一の御質問でござりますが、元請保険につきましては、従来から漁船保険組合がますこの制度としては適当ではなかろうかと思つております。

そこで、再保険者の問題につきましては國が再

保険をするという考え方が一つ、それから、現在のように漁船中央会でいいではないかという考え方方が一つ、それから、漁船中央会がとりあえず保険をいたしまして、再々保険を国がするといふ考え方もあるうかと思います。こういう考え方方がございますが、それぞれ一長一短があるということとで、この制度が終わるということよりも、また五年先ということよりも、船主責任保険が五年までで試験実施の期間が切れるわけでございまして、そういう時期までに保険中央会の位置づけを含めまして十分検討をしていきたいというふうと思つて参ります。

まして三つの制度がございます。その統合一元化の問題につきましては、先ほど来いろいろ御議論がございますが、この問題につきましても一応前にわたりまして設置し、運営に対しまして助成をしておるわけでございます。これの成果を見きわめながら、この一元化問題についても検討をしてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

○野村委員 最後に二点だけ質問いたしましたけれども、その第一点といいたしまして、御存じのとおり二百海里時代を迎えて、去る四月四日の本委員会でも私はこの問題に触れたわけでございますけれども、御承知のとおり特にソ連の監視船によりまして昨年来不当な罰金をどんどん取られておりますケースがございます。これはこの間も御答弁ございましたけれども、全くもって漁民みずからの責任でない問題で一方的にソ連から罰金を取られたり何かしている、しかし、その大半は泣き寝入りで取られ損だ、こういう実態になってしまっておる。こういうものに対しては政府としては、今まで私としては、やはり内容によつたら政府が立てかえ払いをするなり代替して払つてやれ、こう言つているけれども、一向にそういう考えは持つていないようでございます。さりとてこういう場合の保険というものは、別段のことによつて金が支払われるような対応というものはなされていいわけではありませんが、こういうケースに対して何らかの救済対策というものを講すべきだ。一番いいのは、内容によつては、やはり政府側には政府が一時立てかえ払いをするなりの方法はあると思うのであります、これらの罰金によると方違いによつて取られた、こういうものに対しては具体的にどういうふうに立てられようとして

だきたい。
それから特に外国漁船、すなわち一番多いのはソ連ないし最近は韓国漁船でございますけれども、再三この問題も私は触れておりますが、沿岸漁民が漁具、漁場等の著しい損害というものを受けております事犯というものは、水産庁よく御存じのとおりでございます。しかし、韓国の場合は、これは民事ですからお互いに交渉しなさい、しかし、いまだに一件も弁償というものは行われていません。ソ連はソ連で、非常に多額な、そして多くの件数の漁具、漁場の被害をこうむっております。これも先日の質問によりまして回答書をいたしておりますけれども、処理委員会でいま審議中で全くもってただの一件もただの一銭もこの損害の補償金というものはいまだにもらっていない、もええ、こういう実態にあるわけです。
これらの問題は、たゞ損害の受け放し、こういう事態でございますけれども、この問題に対しても、すでに東京の処理委員会からモスクワに送られた十数件だけは、いずれにしてもこれは水産庁として、どんな外交手段をとろうとも、やっぱり弁償だけはしてもらわなければならぬ筋合の問題であります。たゞ、一方的なソ連の考え方でなかなか折衝が長引いているというだけである。
しかし、これらの問題に対しても、とりあえず水産庁としてこの損害というものに対してもは補償してやる、こういうような制度というものを今回の積荷保険とあわせながら、新たな段階として、現時点におけるこういう各種の事犯に対応する対策を講ずる必要があると考えますけれども、この二点に対して明快な御答弁をいただきたいと思います。
○森(整)政府委員 最初の拿捕あるいは罰金の問題でございますが、先般の当委員会におきました私、答弁漏れがございまして大変失礼いたしましたが、後刻御説明いたしましたように、罰金を本当に取られたというのは当然取り返すということとで、いろいろ処置をしておるわけでございます。

今後もその努力は続けたいと思います。

ただ、今後は、やはり二百海里時代に入りました

て、制度的に何かそういうものを考えるべきではないかということがございまして、一応海外操業

漁船の損害補償事業というのをことしの七月発足の予定でいろいろ準備を続けておるわけでございまして、これにつきましては、相互の共済、互助活動ということで、漁船中央会が約一%程度のお金を集めまして、いろいろな拿捕事件が発生した場合の損害、漁船なり漁具なり漁獲物なりあるいは組員の給与なりあるいは罰金の費用なり、そういうものについて七〇%の範囲内で救済金を支払つたらどうかということで、その制度化を急いでおるわけでございます。これにつきましては事務費等を助成いたしまして、事業の円滑な推進を図つてしまつたというふうに考えておるわけでございます。

次に、漁具等の被害の問題についてでございますが、確かにソ連との間に起こりました漁具の被害問題につきまして、東京の委員会、さらにこれはモスクワの委員会に送りまして、最終的にはそこで処理をするということで、最近は週一回あるいは二回ということで東京でも審議を急いでおる、済んだものをモスクワに送る。モスクワで非常におくれておるのは、いろいろの理由も先生に御説明したと思いますが、今後その促進を図つて、確かに取るべきものは取つていかなければいけないというふうに思つております。

それから、韓国の漁船によります漁具被害の問題につきましても、五月上旬には両国間の合同の委員会を開きまして、被害の処理ルール、安全操業のルールというものを決めたいというふうに考えておるわけでございますが、そのほかに、今まで出来ました漁具被害につきまして道府がある程度めんどうを見る、そのもとをまた政府がめんどうできるようにいま努力しておるわけでございませんけれども、一応融資措置を講じまして利子

の軽減をしながら被害漁民に対してもうえずの応急的な措置は講じてまいりたいというふうに考

えておるわけでございます。

○野村委員 応急的な、無利子で金融を図りました、こういう考え方でございますが、これは結構なことですかとも、いずれにいたしましても、そ

れにいたしましてもこういう問題は余り何年間も放置されてからようやくおみこしを上げるんですべて、時期というものが非常に大事でありますから、そういう点をひとつ早急に対応していただくなことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○中尾委員長 濑野栄次郎君

○瀬野委員 漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案について、政府当局に質問いたしました。

本法は、漁船に積載した漁獲物等について生ずることのある損害を適切に保険する制度の確立に資することを目的として、漁船積荷保険臨時措置法に基づき、昭和四十八年十月から五年間の予定で漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行い、漁船保険中央会が漁船保険組合の負う保険責任を再保険する事業を試験的に実施しておるわけであります。

○瀬野委員 五年間の延長であるけれども、先ほど同僚の野村委員に、その試験データの整備によつては五カ年を待たずして本格実施に移るといふようなこともありますので、一応のお願いをしておるわけでございます。

○瀬野委員 五年間の延長であるけれども、その点は間違いないか、そう

いうふうに理解していいですか。私も確認しておきたいと思うので、お答えをいただきたい。

○森(整)政府委員 保険設計をするに足るデータが出たという判断が下りますれば、当然そういう措置をとつてまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 漁船積荷保険の対象とする漁業種類及び漁船総トン数の下限の引き下げについてでございますけれども、たとえば現在追加対象の要望がありますカジキマグロの流し刺し網、すなわちトントン数二十トン以上を追加するということについて漁民及び団体からの強い要請があつていて、それが当局も御存じだと思います。また、カツオ釣り漁業の使用する漁船の総トン数下限を現在の五十トン以上から二十トン以上とするということについて

場の転換を図らなければいけないというようなこと、それから特にカツオ・マグロのように航海日数が非常にふえてきたりするという事情、あるいは操業の密度が高まつてくるというような問題、

そういうようなことから操業の形態が著しく変化することですけれども、いずれにいたしましても、そういうことを対応するにしても、私たちの立場から言うと対応の仕方が、水産庁長官、遅いのですよ。ですから、私の言わんとするところは、いずれにいたしましてもこういう問題は余り何年間も放置されてからようやくおみこしを上げるんではなくて、時期というものが非常に大事でありますから、そういう点をひとつ早急に対応して、私の質問と

いたしまして、一応過去五年とということでおさいますので、さらにつつ五年程度の期間を見たらどうであろうかということで、一応のお願いをしておるわけでございます。

○瀬野委員 五年間の延長であるけれども、先ほど同僚の野村委員に、その試験データの整備によつては五カ年を待たずして本格実施に移るといふようなこともありますので、一応のお願いをしておるわけでございます。

○瀬野委員 五年間の延長であるけれども、その点は間違いないか、そう

いうふうに理解していいですか。私も確認しておきたいと思うので、お答えをいただきたい。

○森(整)政府委員 保険設計をするに足るデータが出たという判断が下りますれば、当然そういう

措置をとつてまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 漁船積荷保険の対象とする漁業種類及び漁船総トン数の下限の引き下げについてでございますけれども、たとえば現在追加対象の要望がありますカジキマグロの流し刺し網、すなわちトントン数二十トン以上を追加するということについて漁民及び団体からの強い要請があつていて、それが当局も御存じだと思います。また、カツオ釣り漁業の使用する漁船の総トン数下限を現在の五十

業種類でございまして、それから三加えまして二漁業種類ということで現在試験実施を行つていているわけでございますが、御指摘のように、今後の

問題といたしまして、カジキ等の流し網漁業の二十トン以上の船につきまして、そういう漁業を追加するということが一つと、それからもう一つはカツオ釣り漁業のトン数の下限の引き下げを行うということにつきましていろいろ検討をいたしました。さういった五つ五年程度の期間といたしまして、一応過去五年とということでおさいますので、さらにつつ五年程度の期間を見たらどうであろうかということで、一応のお願いをしておるわけでございます。

○森(整)政府委員 調査をした上で追加を検討したいということは、いま私が申したようなことで、近い将来実行に移す、こう

いうふうに理解していいですか。

○森(整)政府委員 検討をしたいということは、いま私が申したようなことで、近い将来実行に移す、こう

いうふうに理解していいですか。

○森(整)政府委員 調査をした上で追加を検討したいということでおさいます。

○瀬野委員 ゼヒとも早急な調査をした上で実行に移すように努力していただきたい、重ねて要求いたします。

○瀬野委員 ゼヒとも早急な調査をした上で実行に移すように努力していただきたい、重ねて要求いたします。

○森(整)政府委員 保険制度は、漁船本体の保険と積荷保険、すなわち積荷に対する保険、さらには外部の危険をカバーする船主責任保険があることはもう御承知のとおりでございますが、これらはそれぞれ関連性があるわけでございまして、船主責任保険は昭和五十一年より試験実施を行い、昭和五十六年まで終了することになつております。また、積荷保険は、昭和四十八年より試験実施を行つて、さうして五十三年九月から昭和五十八年まで延長ということで対処される方針のようであります

が、積荷保険の延長を昭和五十六年まで三年にして一緒にスタートしたらどうかという意見が強いわけですから、これについてははどういうふうに

お考えであるか、政府の見解を承つておきたい

と思います。

○森(整)政府委員 試験実施の期間としては、やはり五年が一応の目標としては適当ではなからうかというふうに判断をいたしまして、改正の案を

提出して御審議をわざわざしているわけでござ

○森(整)政府委員 漁船の積荷保険は、性格上、遠洋、沖合い漁業が中心になっておるわけでございますが、相次ぐ二百海里の設定によりまして、いろいろ漁業を取り巻く環境が非常に変わつてしまつた。特に沖合い、遠洋漁業者は、御承知のように、減船を余儀なくされましたが、あるいは漁の対象とすることについては検討の用意があるの

いますが、先ほど申しましたように、五年たたな
くとも、もし基礎的なデータが整いますれば、そ
れはその時点でそれなりの本格実施についての検
討もいたすということです。さいますから、必ずし
も年次をあらかじめ合わせておくことの必要はない
のではないかどうかというふうに判断をいたし
ております。

○森野委員 そうしますと、逆に言えば、調査デ
ータがそろわざに、どうしても五年間は試験実施
が必要であるということになつた場合は、船主責
任保険は昭和五十六年に終了するわけございま
すので、さらに、この積荷保険と同じよう昭和
五十八年まで、逆にまたその時点で二年間延長す
るといふことも考えられるということになるわけ
ですか。なるべくそういうことにならぬよう早く
実施をしてもらいたいと思うのですけれども、
逆な言い方をすれば、そういうことも考えておら
れるのですか。

○森(整)政府委員 船主責任保険が五十六年で終
わる段階は、再検討の一つの節目の時期ではなか
ろうかというふうには考えておりませんけれども、そし
まいままでの時期に必ず全部再検討いたしまして、どう
するというふうにはまだ考えておりません。

○森野委員 変な尋ね方ですけれども、そし
ますと、五年待たずして、昭和五十六年ぐらいに
は本格実施に移る段階に持つて、こうといふ積極
的な努力姿勢はうかがえる、また、そのように努
力していきたいという政府の考えは一応うかがえ
ると思うのですが、そういう理解でいいのか。突
っ込んだ話でありますけれども、その辺もお伺い
しておきたい。

○森(整)政府委員 私が申し上げましたのは、あ
らかじめそういうことをいまこの段階で決めると
いうことは無理でしょう、五十六年に船主保険の
試験の時期が終わるということが予定されておる
わけでございますから、その段階でデータ等がど
ういうふうな状況になりますか、それを見ながら
一応その時期でどうするかということを検討す
る、これも一つの節目になるのではなかろうかと
思っております。

現時点で判断をいたしておりますけれども、今後
のデータの積み上げ等がどういうふうになります
か、それによつてまたその判断が変わつてくるか
もれませんということをお答えいたつもりでござ
ります。

○森野委員 漁船保険料率の改定の問題ですけれ
ども、昭和五十三年度が漁船保険料率の改定の年
に当たつてゐるわけです。漁船再保険特別会計は
昭和四十八年以降毎年赤字を計上しておるわけで
あります。ちなみにこの表を見ましても、四十八
年が十二億六千七十六万円、四十九年が一億九千
九十六万六千円、五十年が五億五百八十万九千円、こ
ういうように当期損益で赤字が出ております。昭和
四十八年の法律改正によつて漁船保険中央会に三
千円、五十一年が四億五百八十万九千円、こう
三億四千万円あつた繰越利益金も、五十二年度に
は九億二千万円に減少しております。純保険料率
の算定に当たつては、漁船損害補償法第百十三条
の四に基づく農林大臣告示によりまして、過去十
年の実績データに基づき算定することとしておら
れます。が、最近の赤字傾向がそのまま反映して料
率アップにつながるということにはならないと思
われわれも理解しておりますけれども、今後料率を
改定するということを考えておられるのか、その
辺もこの機会に明らかにしていただきたい。

○森(整)政府委員 確かに、御指摘のように、四
八年から損益が赤字になりますが、四十一年は
四十七億といふことがあります。あとはそぞう大
きな額ではございません。五十二年の見込みとい
りますし、また、その事故の原因も偏つてきて
るという傾向にあるのですが、それらもこの際明
らかにしていただきたい。

○森(整)政府委員 確かに、御指摘のように、四
八年から損益が赤字になりますが、四十一年は
九百二十八隻、すなわち昭和四十八年から五十一
年までの四年間の累計であります。年間お
おむねどのくらいになるか、お尋ねしたいわけ
であります。が、加入対象は九
千九百二十隻になつておりますが、多い年は一万
隻近いものがあるといふ理解しておるわけ
です。隻数は五千五百十四隻で、これは加入して
おられます。が、いざにいたしましても、こ
の赤字基調というか、赤字がなぜ出たかとい
う

と、いま御指摘のよう、四十八年に再保険割合
を変更いたしまして、繰り越しの益金が多いから
これを有効に使おうということで三十五億出した
わけです。その出した後で、石油ショック等の問
題、再保険割合を変えたり、石油危機以降の物価
がつてくるという事態がございましたけれども、
最近は物価が鎮静化してくるとか、あるいは漁船
の評価基準を変えることによつて再保険料が上が
つてくるということもございまして、保険収支は
次第に好転してきているといふに見ておるわ
けでございます。

今後の保険料率につきましては、三年ごとに改
定を行つております。五十三年はその改定の年
度に当たつておりますが、最近、収支は逆に好転
してきていること、また、最近の漁業をめぐる情勢からいたしますと、漁業者に余り負担を
増大させることもいささかどうであろうかとい
う判断もございまして、今回は保険料率はおおむ
ね横ばいで据え置いていきたいということござ
います。

○森(整)政府委員 いま先生おつしやつたとおり
で、この加入対象が三万一千九百二十八隻でござ
いますから、平均いたしまして、引き受けが五千
五百十四、これのペーセンテージを出しますと一
七・三%、いわゆる加入率一七・三%ということ
になります。

○森野委員 政府から提案された漁船積荷保険
臨時措置法の一部を改正する法律案の参考資料の五
ページを森水産庁長官開いてください。「引受及び
支払の実績」として、四ページ、五ページにわた
りまして、昭和四十八年から五十一年までの四年
間、その合計が出ておりますが、これについて少
し説明をお願いしたいと思ってお尋ねいたしま
す。

○森(整)政府委員 確かに、御指摘のように、四
八年から損益が赤字になりますが、四十一年は
九百二十八隻、すなわち昭和四十八年から五十一
年までの四年間の累計であります。年間お
おむねどのくらいになるか、お尋ねしたいわけ
であります。が、加入対象は九
千九百二十隻になつておりますが、多い年は一万
隻近いものがあるといふ理解しておるわけ
です。隻数は五千五百十四隻で、これは加入して
おられます。が、いざにいたしましても、こ
の赤字基調というか、赤字がなぜ出たかとい
う

五百六十七億九千九百万円、この金はもし損害が
あれば支払う金額ということだろうと思うのです
が、その次の純保険料が十億二千七十六万九千
円、これは保険料の収入となるのだと
うと思つております。支払いの隻数はこの四年間
で六十二隻、保険金は結局三億九千八十八万円、
これはいわゆる事故があつたために支払ったこと
になるのじゃないかと思いますが、大体私が言つ
ておることに間違いないか、確認の意味でお答え
をいただきたいと思うのです。

○森(整)政府委員 いま先生おつしやつたとおり
で、この加入対象が三万一千九百二十八隻でござ
いますから、平均いたしまして、引き受けが五千
五百十四、これのペーセンテージを出しますと一
七・三%、いわゆる加入率一七・三%ということ
になります。

○森野委員 剰余金が六億二千九百万円とい
うことでございますが、この六億二千九百万円とい
うのは、事故が発生した翌年度中に当然支払わなければ
ならないという、いわゆる事務手続ができる
ないのが、聞くところによると二千三百万円ば
かりある。その他責任準備金、すなわち契約して
から一年間は事故の可能性があるわけございま
すから、五十一年の契約高は、五十二年支払い者
が出づくるということから、未経過保険分の責任
準備金といふものが一億三千万ぐらいあるやい聞
かれておりますが、これらを引きますと、いわゆる
正式の累計剰余金といふものはどのくらいになる
ものか。

○森(整)政府委員 また、支払い備金といふ言葉があるのですけれども、支払い備金といふものはどういうものを指
すのか、これもひとつこの参考書類について政府
の説明をしていただきたいと思うのです。

○森(整)政府委員 もう少し正確に申し上げますと、先ほどの純保険料から支払い保険金を引きました六億二千九百万円、その九掛け、要するに、再保険料分、責任分が九割でございまして、それに對応する再保険分が、漁船中央会の剰余金として出てくるのが、その九掛け、五億六千六百万円ということになります。その五億六千六百万円から支払い備金の二千三百万円を引いたもの、支払い備金というものはもうすでに事故が決まっておって払わなければならない金になるわけでですが、そういうものを引いたものが、未経過保険料の責任準備金一億三千二百万円、これをさらに引きました残りが準備金として四億一千九百九十万円ということに相なるわけでございます。

○森(整)政府委員 結局、そうしますと、四億一千九百十萬円ですか、これが準備金として金が残つてゐる、こういうことなんですか。

○瀬野委員 そのとおりでございます。

○瀬野委員 なお次の表、六ページを開けてみてください。ここに「漁業種類別の損害率及び危険率」というのが出ておりますけれども、四十八年に、四十九年、五十年に比べて、五十一年の損害率が八%，危険率が〇・〇二九、こういうことになっております。四十八年から五十一年平均の損害率と危険率を見ますと、損害率が三八・三、危険率が〇・一五一になつております。だんだん事故が多くなつてきているというふうにわれわれは政府から説明を受けておりますけれども、五十一年度は極端で、損害率が八・〇、危険率が〇・〇二九、こういうことになつておりますが、これはどういうわけでこんなに下がつておるのでですか、その点ちょっと明らかにしていただきたいと思うのです。

○森(整)政府委員 五十一年はまだ全部の集計ができていないという要素があるのではないかということで、特に五十一年は、事故危険率なり損害率の数字そのものが不正確、そういうのをこのま

十一年度の総額の数字ではない。全部総額たゞ
ま出しては申しわけないのでされども、一応こ
ろの数字というふうにこちらにならないでい
ただきたいという要素がございます。確かに御指
のように、ちょっと異常な数字になつておるでは
ないかということでおざいますか、まさにそのよ
りでございまして、さらに集計をする必要があ
る。要するに、全部の集計が終わつてある数字
はないということござります。

て討會こと、さいれいがござりますけれども、これについてはソ連側から東經百七十五度から百七十度に五度譲歩するというようなことが言はれております。われ、すなわち西の方に少しずらしたといふことでござりますが、そういう考え方がソ連から示されたんだけれども、私はもうこんなことじや手ぬるいし、けしからぬと思うわけです。中川さんもしつかりがんばつてもらわなければいけぬ。すなわち、日本政府としてはこの程度ではこれは撤回を要求すべきである、かように思つております。一千トンや二千トンぐらゐの漁獲量の積み上げぐらいとは全然これは比べものにならぬ問題であります。

十一年度の総額の数字ではない。全部縮めた
ころの数字というふうにごらんにならないでい
ただきたいという要素がございます。確かに御指
のように、ちょっと異常な数字になつておるで
ないかということござりますが、まさにその
おりでございまして、さらに集計をする必要があ
る。要するに、全部の集計が終わっている数字
はないということでございます。

○森野委員 五十一年分がまだ集計が終わって
ないということはちょっとどうかと思うのだが、
こういう表を出されるからには、下に余白もあ
わけですから、注なら注に、途中経過の数字だ
か、この集計はいつごろ集計が終わるとか、丁寧
に書いておくべきだとと思うのですね。何か役人達
で、こういった数字の書き方が不親切だと思う
ですが、水産庁長官どうですか。

○森(整)政府委員 大変申しわけないと思って
ります。五十一年の欄に出てまいりますのは、一
十一年の引き受けということで、五十一年度と
うことですから、五十一年の三月三十一日まで
引き受けたものということに相なるわけでござ
ます。したがって、そういう意味での注書きが確
かに必要ではなかつたかということで反省をい
しております。大変申しわけございません。

○瀬野委員 今後ひとつ十分注意していただき
い。もう少し親切な説明をさらにしてください。
もう一点伺つておきますけれども、水産庁、官
官、漁業関係の保険、共済制度の統合一元化の方
施の問題ですね。これもいろいろ先年から問題
なつておるわけですから、これについては
法提案に当たつてどういうふうに考えて今後対
されるのか、この点もひとつこの機会に御答弁
いただきたいと思います。

○森(整)政府委員 保険と共に三つの制度が
ございまして、その統合一元化につきましては、一
カ年にわたりましていろいろ漁業に関する災
害補償制度検討会というのを五十年度から開催、
四十九年度にも関係団体の役員によります

討会こと操業禁止区域の縮小の問題でござりますけれども、これについてはソ連側から東經百七十五度から百七十度に五度譲歩するというようなことが言はれ、すなわち西の方に少しずらしたといふようだ。川さんもしつかりがんばつてもらわなければいかぬ。すなわち、日本政府としてはこの程度ではございません。手ぬるいし、けしからぬと思うわけです。中川さんは検査報告の一欄にわざとくらいとは全然これは比べものにならぬ間題であります。

こういったことで、私は、今回の交渉の中でもこれは重要な一つの問題でありますので、強力な政府の連絡方をひとつお願いし、大臣に伝えてもらいたいと思う。また、ソ連に譲歩を強く迫つてもらいたいと思う。交渉の日程も延期されたわけではありませんので、さらに交渉期間を延期してでもがんばるべきだ、こう思う。水産府長官、どういふようになっておられますか。

○今井政府委員 大変心強い御激励を実は賜つたのでございますが、この問題につきましてはなお最後の努力を傾注しようということで、本日、いま時分でございましょう、イシコフさんと中川大臣が最後の努力をされておるものと存じます。ただ、相手のあることありますとの、今月の末には協定がなくなりますということ等々を勘案いたしまして、政府としても先生のお気持ちは十分体しますが、しかるべきときに妥結をすることはやむを得ないのでなかなかうかということで、いま鋭意努力をしているところでございまして、先生のお気持ちはありがたくちょうだいいたしますが、さらにただいまやつておられます交渉の成功を私どもは希望をするものでございます。

○瀬野委員 この問題については、私たちも今度の交渉の中でも大きな問題としてわが党でも検討し、部会でも重大な関心を持っておりますので、ひとつこの上とも強力な指令を出していただくよ

うにあわせてお願ひしておきます。

さらに、四月一日からニージーランドにおける一百海里設定に伴つて、畜産酪農問題との絡み合いもあって日本漁船が入漁できないわけでござります。これまた日本の漁業にとっては大変な問題です。漁種によっては漁期的にいまの時期が一番いいというものもありますが、他の漁場へ移れといつてもそう簡単には移れるわけはございませんし、かなり現地では打撃を受けておる問題でございます。

五十年には、ちなみに申しますと、イカ釣り、マグロはえなわ、トロール、底たてなわで約三百五十隻、十六万トンの漁獲実績があつたわけです。現在イカ釣りは一応百三十隻、幸い漁期が終わって帰つてはきておりますが、イカ釣りも、今回は被害はなかつたとは言いながらも、ただし今後、次の漁期には必ずこの影響を受けるわけであります。特にマグロはえなわ、豪州のタスマニア沖の漁場またはアフリカのケープタウン沖の漁場、こういった問題が、いわゆることは移さねばならぬということで打撃も大きいわけですけれども、こういった問題に対して政府は、北方もさることながら、こういった南洋に対する補償問題等はどのように考えておられるのか、この機会に明瞭かにしていただきたい。

○今井政府委員 補償の内容等について、具体的な問題についてはまだ水産庁の長官から答弁させましたが、せっかく前農林大臣を特使として派遣をいたしまして私どもが条件を提示いたしましたがわかりませずこの問題が妥結に至りませんでしたことは大変残念でございます。しかしながら、先に申しましたように、この漁場はわが国にとりましても大変大事な漁場でございます。したがいまして、今後とも機会あることに先方と誠意のある交渉をいたしまして、何らかの円満な妥結を見ましで、ニュージーランドとの長い友好状況を保ちつつ、しかもまたわが國漁民の皆様方の安心のいくような努力を政府としても続けてまいりたいと存

じております。ただ、先方の言い分がなかなかきついものでございますので、ただいまのところは中斷の形でございますが、これをそのまま放置することは決してございませんので、そのように御承知おきを賜りたいと存じます。

○瀬野委員 なお、トロール船が約十五隻日本に帰港しておつて係船しなければならないことになりますが、これらの補償についても十分政府は前向きに考えるということで検討しておられますか。

○森(整)政府委員 問題の十五隻は全部大手水産に属するものでございますから特にそういう措置は考えておりませんが、ともかく交渉を再開いたしまして何とか入漁を図りたいということが第一点でございます。

第二点としまして、一応入れないでおるわけでございますが、これらの全般の漁船の救済措置とございますが、これらの全般の漁船の救済措置とございますが、これらは漁場へ行つたり引き揚げたりしておるわけでございまして、そういうことの影響が経営にどのくらい出てくるかというようなことを見きわめながら、必要に応じましていろいろ考えてまいりたい。また、離職者問題といふことはどういうふうに考えておられるのか、この機会に明瞭かにしていただきたい。

○瀬野委員 南太平洋のフォーラム諸国についてもお伺いしておきます。

四月一日より漁業水域二百海里設定に伴いまして、今後これまた相当の影響があるわけです。たとえば、パプア・ニューギニアについては、四月中は日本漁船の操業は現状どおり認めてはおりませんが、五月以降の対策については何ら決まりませんが、こういった実態を政府はつかんでおられますか。また、これに対する政府救済措置等の対応策はどうであるか。さらに、被害補償等を韓国に請求しておるのか。もう一点は、二百海里水域を適用するということについてはどう考えておられるのか、これらを含めてひとつお答えをいただきたい。

○森(整)政府委員 北海道沖の韓国漁船による漁具被害の問題でございますが、先生が御指摘のも

解を求めておきます。

○森(整)政府委員 御指摘のように、パプア・ニューギニアの交渉がまた再開されておりまして、括支払はほしいというのが向こうのたつての要望でございます。その問題をどういうふうに解決するかということで、ただいま代表が参りまして、水産庁からも参事官が参りまして交渉に当たっております。

その成否がどうなるかということでござりますが、ただいまのところでは、私どもは、ここで一応交渉は妥結できるのではなかろうかという見通しを持っております。そこで、今月いっぱいにその話をつけまして、五月から引き続き入漁ができる方向で検討をいたしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○瀬野委員 北海道漁民の韓国漁船との競合問題についてお伺いしておきます。近年、と言いましても昭和四十九年から増大しているわけですが、韓国漁船が北海道周辺漁場で操業いたしておりますと、沿岸漁業に数多くの被害が出ていることはしばしば当委員会でも問題にしたところでございます。特にソ連二百海里設定で締め出されることによりまして、五十年以降大型トロール船が多数進出してまいっている現況でございます。わが国二百海里は韓国には不適用でありますからなおさらのことございまして、沿岸、沖合の漁業との漁船接触、漁具被害等が昭和五十年二月から五十三年一月まで千百七十七件、被害金額が四十億円、こういうふうに言われておりますが、こういった実態を政府はつかんでおられます。また、これに対する政府救済措置等の対応策はどうであるか。さらに、被害補償等を韓国に請求しておるのか。もう一点は、二百海里水

域を適用するということについてはどう考
えておられるのか、これらを含めてひとつお答えをいただきたい。

○瀬野委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わりますが、これら国際問題については、来る四月二十三日の中川農林大臣のソ連よりの帰国を待ちまして、さらに二十五日の当委員会で緊急質問等を行いたいと思っておりますので、本日

のは、北海道府からの報告によります数字としまして、本年三月末までに件数千二百件、金額四億二千四百万円ということに相なつておるわけでございますが、昨年の領海法の施行後被害はかなり減少しております。ことに三月に入ってからの被害は四件、被害金額約二百万円ということで、昨年その時期の被害が一億二百万円ということでございますから、非常に減つておるというふうに認識をいたしております。

この問題につきましては、一つは韓国船の操業の区域の問題、それから二番目は安全操業のルールの問題、三番目は被害処理の問題ということでございますが、区域につきましては両国政府間での話がまだついておりません。それから、安全操業ルール、被害処理につきましては、政府間あるいは民間でそれぞれ韓国側と折衝が行われております。まして、その結果一応まとまっておりまして、その結果一応まとめておりまして、五月の上旬には両国合同の委員会を開催いたしましたところでございます。特にソ連二百海里設定で締め出されることによりまして、五十年以降大

型トロール船が多数進出してまいっている現況でございます。わが国二百海里は韓国には不適用であります。そういう区域に入らないで、操業も日本と同様にやつてもらいたい、こういう考え方を私も持つておるわけでございまして、実は近く初村政務次官が韓国に参りまして、そういう交渉の皮切りをいたしたいと考えておるわけでござります。

あと、漁具の被害の問題につきましては、いろいろ融資措置によりまして、一応被害の救済融資とすることを検討いたしておる次第でございます。

○瀬野委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わりますが、これら国際問題については、来る四月二十三日の中川農林大臣のソ連よりの帰国を待ちまして、さらに二十五日の当委員会で緊急質問等を行いたいと思っておりますので、本日

は、残余の問題は次回に譲りまして、以上で一応質問を終わることにいたします。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○中尾委員長 神田厚君。

○神田委員 漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

まず最初に、試験実施からさらに五年間延長するということでありますけれども、五年間というふうに期日を限りまして延長していく理由を簡単に聞かしていただきたいと思います。

○今井政府委員 先生御案内のとおり、この保険につきましては、当初、試験実施期間を五年といったしておきました。その後、一百海里時代の到来等新たな漁業事情のもとにおきましても五年間の試験実施を行うことによりまして必要な資料の収集が可能であると判断されることから試験実施の期間を五年間延長することとしたものでございます。しかしながら、しばしば御答弁申し上げますとおり、五年を待たずとも合理的な保険制度の設計が可能となった場合には速やかに本格実施に移行することにいたしたい、このように考えております。

○神田委員 五年間延長の理由の中に、新しい海洋時代を迎えたものに対応していくというような理由も述べられているわけであります、その点に関連いたしまして、それでは、沖合い、遠洋漁業に対する操業規制の強化の実態はどういうふうになっているのか。さらに、操業形態の変化はどういうふうな形で推移しているのか。マグロとかサケ・マスとか遠洋底引き、そういうものにつきまして御説明をいただきたいと思うのです。

○森(整)政府委員 具体的に申し上げますとカツオ・マグロでございますが、これにつきましては海洋法会議でもいろいろな意見がございますが、南太平洋諸国では沿岸国が管轄権を持つ、こういいう回遊性魚に対しましてもそういう主張をしておりまして、たとえ申しますと、ごく最近ニュー

ジーランドから日本のカツオ・マグロ船が引き揚げざるを得なかつたわけでございまして、その他質問を終わることにいたします。

これは近くまとまると思っておりますが、いずれもそういう問題がある。また、米国では、カジキマグロにつきまして、スポーツフィッシングの関係でいろいろな区域を設けましてそこでの漁獲を抑えようというようなこともやつておるというようなことで、カツオ・マグロ漁業で言えば、これは地域ごとにグループを組みまして、特定の漁場を組み合わせながら周年の操業をしているということ

でございますから、こういう漁場から締め出されたり漁獲の制限が行われますと、グループの再編成をしなければならないとか、あるいは漁場の組み合わせを再編成しなければならない、さらに航海の日数が長期化するというような事態が生じてくるわけでございます。

また、遠洋底びき網漁業について申しますと、御承知のように、北転船が米国の水域におきまして漁獲割り当ての削減を受ける、あるいはソ連水域におきまして減船する、あるいは漁獲量の削減が行われるというようなことで、五十七隻の減船を余儀なくされたわけでございます。また、そういうほかに南北洋のオキアミに十隻出す、天皇海山等への調査に六隻出す、計十六隻の漁場転換を行つておるわけでございます。したがいまして、従来から冬場はカムチャツカ半島周辺でスケソウをやりまして、夏場はベーリング海のメヌケなり赤魚漁、そういう操業形態をとつたわけでござりますが、そういう形態が崩れて新しい対応を迫られてくる。

それを御説明いただきたいと思います。

○森(整)政府委員 操業規制の実態あるいは操業形態の変化、これはよくわかりました。御説明でわかれましたけれども、それと漁船の積荷保険との関連というのが何かもう一つ明確ではないですね。

この辺のところをひとつ、私どもちょっとこれと連なるのが何かもう一つ明確ではないですね。

保険法との関係というのをどういうふうに考えたらしいのか、ちょっと迷うところがあるのですが、その辺のところを教えていただきたいのであります。

○森(整)政府委員 操業規制が強化されてくると

操業形態が変化してくる、操業形態が変化してまいりますと保険設計の基礎データに変化が起こる

ということでおこりますと、たとえて申しますと、先ほど申しました例から申しましても、非常に操業密度を余儀なくされるから危険度が上がつてくるとか、あるいは航海の日数が非常にかかる

でまいりまして、操業の日数が変化をしてくる、それから従来の漁場から転換をされるということ

で、今度は操業上なれでないという、そういう

ような問題で事故が多くなる可能性もあるという

ようなことが挙げられると思われます。

そういうことと、それからもう一つ、保険設計

の基礎データの変化の内容上どういう問題がある

かと言えば、加入の母集団が減つてくる。要するに減船が多いということから言いますれば、そういうことにもなりますし、そういうことから逆に損害率、危険率に変動を及ぼす可能性は多分にあります。それが、そういうふうなことで、一つ一つそういう不安の要素がふえてきているのではないかどうかといふことでございます。

○神田委員 試験実施の結果などを見ていて

ありますと、どうも海が狭くなってきたからおそれが多い

というような説明はなかなか納得ができないので

あります。それでは試験期間中の加入の状況、

問題まで出てきておるわけでございます。

こういうふうに海がある意味では狭くなつてしままして、二百海里時代を迎えた新しい操業形態の変化に応じたデータを収集いたしたいと

いう考え方でございます。

○神田委員 摂害率、保険設計の基礎となります引

き受けの金額に対します支払い保険金額の率といふことになりますと、年度別に見まして最高八六

%、最低が三一%ということで、四八年が五六八億円、それから純保険料が十億二千万円、支払い保険金が三億九千万円ということになつておるわけでございます。

それで、摂害率、保険設計の基礎となります引き受けの金額に対します支払い保険金額の率といふことになりますと、年度別に見まして最高八六%、最低が三一%ということで、四八年が五六八億円、それから純保険料が十億二千万円、支払い保険金が三億九千万円ということになつておるわけでございます。

○森(整)政府委員 引き受け、支払いの状況から申し上げますと、引き受け隻数が五千五百十四隻

でございまして、引き受けの契約金額が二千五百

六十八億円、それから純保険料が十億二千万円、支払い保険金が三億九千万円ということになつておるわけでございます。

それから支払い状況ですね。先ほどもちょっと触れられておられたようありますが、加入及び支

払い状況、それから契約額に対する支払い状況、たとえば一億円の保険に入つて何%まで払つたのか、全部払つているのか、そういうことについて

ちょっと御説明いただきたいと思います。

○森(整)政府委員 引き受け、支払いの状況から申し上げますと、引き受け隻数が五千五百十四隻

でございまして、引き受けの契約金額が二千五百

六十八億円、それから純保険料が十億二千万円、支払い保険金が三億九千万円ということになつておるわけでございます。

それから支払い状況ですね。先ほどもちょっと触れられておられたようありますが、加入及び支

払い状況、それから契約額に対する支払い状況、たとえば一億円の保険に入つて何%まで払つたのか、全部払つているのか、そういうことについて

ちょっと御説明いただきたいと思います。

○森(整)政府委員 引き受け、支払いの状況から申し上げますと、引き受け隻数が五千五百十四隻

でございまして、引き受けの契約金額が二千五百

六十八億円、それから純保険料が十億二千万円、支払い保険金が三億九千万円ということになつておるわけでございます。

それから支払い状況ですね。先ほどもちょっと触れられておられたようありますが、加入及び支

払い状況、それから契約額に対する支払い状況、たとえば一億円の保険に入つて何%まで払つたのか、全部払つているのか、そういうことについて

ちょっと御説明いただきたいと思います。

○神田委員 試験実施の結果などを見ていて

ありますと、どうも海が狭くなってきたからおそれが多い

というような説明はなかなか納得ができないので

あります。それでは試験期間中の加入の状況、

結構ばらつきがある。逆に言いますと、そな安定はしていない。だから、保険が必要だということを逆に言えは言えるのかもしれませんけれども、そういう傾向になつておるということでござります。

○神田委員 料率の問題は後でまた問題にしますけれども、それではこれを扱つております機関につきまして御質問申し上げますが、まず漁船保険組合、これの経営はどういうふうなことになつておりますのか御説明いただきたいのであります、業種別あるいはいろいろあるようでありますけれども。

○森(整)政府委員 漁船保険組合、いろいろ事業を行つておりますが、漁船損害補償法の損害保険事業、それから漁船乗組員の給与保険法の給与保険、それからこの積荷保険の試験実施、それから漁船の船主責任保険、これも試験実施、そういうことを行つておるわけでございます。それから財務状況は一般的に良好な状況で推移をしておる。それから収支でございますが、これにつきましては、財務状況は一般的に良好な状況で推移をしておる。それで保険組合、全国五十三組合ございまして、その当期の利益金は十五億九千三百万円、一組合当たり平均が三千万円でございまして、個別の漁船保険組合について見ますと、いろいろ所屬の漁船等の差もございましょうが、引き受けの規模の相違から、純資産におきまして三百八十万円から六億九千八百万円までの開きがござります。保険料収入につきましても三千六百万円から十二億九千三百万円、大きな差がございまして、組合によりましては財政状況、経常収支に非常に格差を生じておると見られます。

○神田委員 この漁船保険組合のいま御報告いたしましたよなういう実態というのは、本産厅としてはどうなんですか、これはもう少し整理統合したいというような形で指導なさつていかれるのか。これだけ幅のある形になりますと、当然付加保険料の格差なんかの問題も出てくると思うのですが、その辺のところはどういうふうに今ありますか。後指導していくつもりなのか、お聞かせいただき

たいのであります。

○森(整)政府委員 整理統合はどうかということをございますが、これは地域組合でございまして原則として都道府県を区域として組織されておる、北海道あたりが大分分かれておるというような組織になつておるわけでございますから、その

地区内の在籍船の規模またトン数、大型船とか小型船とか、そういう問題も含めましての事業の分量が変わつてくる、そういう性格を持つておると思います。そういう性格を持つておるなら、したがつて規模に格差を生じ、また事務費としてはある程度まで固定的なものが必要。そうしますと、当然付加保険料の率も非常に幅が出てく

るというようなことに相なつてゐると言えておりますが、これらの格差というのはある意味ではいたし方ない問題も含んでおると思います。したがいまして、この問題につきましては、私どもとしては、今後収支相償わないといふような問題が非常に多いといふことではあります。ただ方針としては、今後収支相償わないといふような問題といたまことに考えておれば、今後の検討課題といたまことに考えておれば、大きなかつて、そういうことではないかと考えております。それから何かせねばならないといふことはいまのところないのじやないかと考えております。

○神田委員 それでは次に、漁船保険中央会、きょう午前中専務理事が見えていたようではありますけれども、この経営の状況はどういうふうになつているのか、これをちょっとお聞かせいただけますか。

○森(整)政府委員 本来の仕事は保険料率を算出しまして、漁船の損害調査をしたり、また損害の発生の予防なり防止を図る、そういう事項に対します調査、指導をやつております漁船損害保険、漁船乗組員の再保険事業を行つておるといふことです。

そこで、事業の収支状況は、一般事業につきま

しては、一応事業の実施以来各年黒字を計上して全般的に良好に推移していると考えております。

それから、資金の運用につきましては、系統利

用を図るために中金、信漁連の預金を中心と運用が行われておるという次第でござります。

○神田委員 この中央会に対しましては莫大な交付金が出されましたですね。これにつきましてこの前の委員会で附帯決議がついております。「漁船保険中央会に対する交付金の運用益の使途については、特に必要な事業に重点的かつ効率的に配分されるよう、中央会を指導監督すること。」このよ

うな項目があるわけであります。こうしたことでも含めまして、漁船保険中央会の経営が黒字に推移している、それは一つの実事であつてそれでよろしいのであります。その黒字であるということに關しまして、それでは、それを直接金を払つておる漁船員の方にもう少し還元すべきであると改定をすべきである、あるいは割り戻しをすべきである。こういうような意見があるわけでありますけれども、この点につきましてはどういうふうにお考えになりますか。

○森(整)政府委員 御指摘の問題につきましては、黒字が多い少ないということにつきましては、いろいろ事業の性格によりまして判断をいたさなければならぬと思ひますが、全般的にできるだけ末端の船主の負担が過重にならないような軽減措置を講ずることにつきましては当然私どもも念頭に置きました。今後十分その線に沿つて指導をしてまいりたいといふに考えております。

○神田委員 ですから、もう少し末端に、いわゆる掛金を掛けている漁船員に対しましてメリットがあるような形に運用をさせなければいけない。たとえば、掛金を変えるとか割り戻しをすると、そういうことについてはどういうふうに考えているか、あるいははどういう指導をなさるおつも

ります。

○森(整)政府委員 たゞいま何か具体的に御指摘があつて、何か調査をいたさないという感じを持つておりますが、いまのところ私ども思ひ当たるところなことはございません。

○神田委員 念を押しますけれども、ありませんか。

○森(整)政府委員 たゞいま何か具体的に御指

査があつて、何か調査をいたさないという感じを持つておりますが、いまのところ私ども思ひ当たるところなことはございません。

○神田委員 この問題につきましては後日また調査をして質問をします。私はちょっととそういうふうな、ほかに使われているという話を聞いています。ですから、それはまた別にあれします。次に、海外操業漁船損害補償事業、これについて御質問を申し上げます。

まず、まとめて御質問申し上げますが、この事業と特殊保険との関係、それからこの保険の保険金の掛金の問題、支払い基準やあるいは救済契約の最高限度額、さらにそれらの対象の漁船、それから三番目には免責条項の中におきます救済契約者または被救済者の故意、重過失による損害についてはこれを免責するということであるけれども、この故意、重過失というのは一体どういうことか。三番目には免責を認めます。

○森(整)政府委員 特殊保険とはもう一つ漁船乗組員の給与保険も含めてでございますが、一応外國の不当な拿捕、抑留等によつて損害を受けた場合に損害をてん補するということで制度が設けられました。それでござりますが、その後十一海里あるい

は二百海里ということを設定いたしまして、これは相互に認め合う、その国の漁業規則ができる、そういうことでそれに従わなければいけないということになつたわけでございます。その結果、そこの規則に違反して拿捕された、また損害を受けたような場合に、国が直接管轄しておりますそういう特殊保険で補てんをするというのをおかしくなつてきた、したがいまして、現在機能するとすれば、たとえば北方領土の四島、北方四島の周辺の海域でいろいろな事故が起ころうなことにつきましては適用性があるわけでございますが、二百海里といふ中のいろいろな操業の問題につきまして、一応規則違反ということで拿捕されたりあるいは損害を受けた場合にはなかなかなじまない新たに設けたいということで、七月をめどにいろいろ準備を急いでおるということでございます。

そこで、第二のそれの救済金の最高限度等の問題でございますが、最高限度につきましては、拿捕等によりまして損害を受けました漁業者に対して、その損害のうちの漁船の船体、漁獲物、漁具の損害、抑留中の乗組員の給与、それから罰金等の費用の合計額または救済対象基準額のいずれか低い額の七〇%以内を救済金として支払うというにしておるわけでございます。救済掛金につきましては大体一%程度の額を救済対象基準額に応じて負担をするというふうに考えておるわけござります。

それからあと、その損害の補償事業のいろいろの基準でございますが、故意または重過失による場合は支払いを免責をしたいということでございまして、その基準といたしましては、たとえば、ある一定区域のラインを侵犯をするといふ場合に、ちょうどその侵犯したラインが船位の測定器による測定誤差の範囲、たまたますれすみたいな感じでござりますが、そういう場合だと、あるいはソ連の海域で日誌の記帳につきましていろいろ注文がついておりまして、そういう魚種の分

類上の見解の相違みたいなことで事故が生じたと
いうような場合等、軽微な過失による場合あるい
はやむを得ない事情がある場合に支払うといふこと
と、無許可の操業で最初から明らかに違反をして
いるというような場合にはやはり免責をするとい
うことが適当であらうということに考えておる
わけでございます。

ただ、そうは申しましても、いろいろ私が申し
上げましたようなボーダーラインのケースもござ
いましょうから、そういうものにつきましては漁
船保険中央会に設置を予定をしております損害の
審査委員会におきまして十分に審査を得た上で適
正な救済が行われるように運用してまいりたいと
いうふうに考えておる次第でございます。

○神田委員 時間も余りありませんので、次に、
二百海里に関係しまして御質問申し上げます。

まず、現在の入漁料の支払いの状況、これを國
別にわかりましたらちょっと教えていただきたい
と思います。

○森田委員 入漁料の支払い状況でござい
ますが、五十二年の国別の支払い状況は、米国に
対しまして十七億一千三百万円、エクアドルが四
億三千二百万円、ペルーが一千四百万円など、合
計六カ国に対しまして総額一二億五千万円の支
払いを行つております。

○森田委員 そのほか、南太平洋の諸国に對して
はどういうふうになつてありますか。

○森(整)政府委員 南太平洋、インドネシアも含
めまして一千三百五百万円、これは民間取り決めでござ
います。それからペプア・ニュー・ギニア、こ
れは暫定的でございますが一千万円といふような
状況になつております。それから、ペプア・ニュ
ーギニアとギルバートがさらにたゞいま入漁料の
交渉中でございます。たとえて申しますと、ペブ
ア・ニューギニアは漁場全部を提供するかわりに
漁船一隻、一年当たり、これは長さによりますけ
れども、船の長さ掛ける三十キナというのです
か、約一万円、いまのは入城料でございますが

○**神田委員** 先ほど農林大臣臨時代理の方から入漁料についての非常に前向きな御答弁がありました。私も、二百海里の問題というものは国策的なものでなっている問題でありますから、したがいまして、國の方で入漁料については支払っていくべきではないか、こういうような基本的な考え方を持つておるわけであります。入漁料の支払いあるいは契約の仕方でいろいろ問題があると思うのですが、ございますけれども、そういう意味におきまして、國の方で入漁料を支払うという考え方がありますがどうか、大蔵省から来ていただいておりますので、大蔵省の方の見解をお聞きしたいと思うのであります。

○**古橋説明員** お答えいたします。

入漁料を國の方から払うかということは、結局税金を使うかということ、あるいはまた別の考え方として、そういうものは実際とった方が價格に転嫁して、それを実際に食べる人が負担をすべきかという選択の問題であると思います。

私どもは、入漁料につきましては漁業者みずからが負担をし、そして、それを價格に転嫁して、それを食べる人たち、そういう者が負担をすべきである、こういうふうに考えております。

○**神田委員** たとえば、過去、アメリカとの交渉で大日本水産会が基金を集めまして、その基金に対しまして利子補給というようなことをやつた、こういう形でのものは現在はお考えになれますかどうですか。

○**古橋説明員** お答えいたします。

アメリカの場合に、入漁料のうち一部について大日本水産会に対し利子補給をいたしておりましますが、これはアメリカの場合、とってまいりますがスケトウであるとか、そういう加工原料用の物でございます。当時、加工原料用の消費料であるところの冷凍すり身業者、そういうところ

ろが非常に苦境に立っておりまして、それは代替関係、それはいろいろ代替品目がございますものですから価格への転嫁が非常にむずかしい、そういうようなこともござりますので激しく価格引き上げを行うことができない、そういうことでござりますので、一年間に限りましてその分について利子補給を行つた経緯がございます。

今度のペプア・ニューギニアのような場合、いろいろな物によりますけれども、マグロについてそういうことをやることが、税金をつぎ込むことがいいのか悪いのか、そういうような問題もございまして、現実にいま先生御指摘の点がペプア・ニューギニアのような場合でございますならば、現在これから交渉をする問題でございますので、その結果を見て検討しなければならない、こういうふうに考えております。

○神田委員　そうしますと、考え方としたならば、二百海里問題というのは国の一つの政策の中で行われているものでありまして、日本の対応がおくられたという国の責任もあるわけです。したがいまして、そういうものにつきましては入漁料によつて非常に苦しんでる漁船がたくさんある。だから、せめて入漁料については国が見るとか、あるいはそれができなければ利子補給についてきちんとこの方で見ていくべきである、こういうような考え方を持つていてるわけですが、重ねて恐縮ですが、いかがですか。

○古橋説明員　せつかくの御提案でござりますけれども、そういうものの税金を使つということの一般的な納税者の納得が得られるかどうか、こういうことにつきまして私どもは非常に疑問を持つ次第でございます。したがいまして、御提案でございますので検討はいたしましたけれども、私どもとしてはそういうのは適当ではない、こういうふうに考えたいと思います。

○神田委員　それ以上の話はきっとないのでしょうから、また改めてその問題につきまして御質問したいと思うのですが、私は、ここでひとつ発想を転換しましてやつていただきないと日本の漁業

もだめになってしまふというような考え方を持っているのです。したがいまして、そういうことも含めまして御検討をいただきたいと思います。

最後に、いま問題になっております尖閣列島の問題につきまして、これとの関連で日本と中国との間で漁業協定を結んでおりまます。外務省から来ていただいていると思うのであります。この尖閣列島の問題につきまして、漁業協定との関係の中で二点ほど質問したいのであります。

まず第一点は、一九七二年に漁業協定が結ばれましたが、このときに尖閣列島はどういうふうな取り扱いになつてたのか、その点について御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○田島説明員 お答えいたします。

日本漁業協定におきましては、第一条で、この協定が適用される協定水域を定めております。その南限は北緯二十七度の線であるということに規定されておりますので、尖閣諸島周辺の海域、これは北緯二十六度前後になりますが、その付近はこの協定水域内に含まれておらないという実情でございます。

○神田委員 この協定は両方の海上における正常な操業の秩序を維持するために友好的に結ばれたものであるわけであります。したがいまして、一九七二年の時点で一応触れなかつたというのは、結局これはたな上げにされたというような状況であると思うのであります。この協定が今度改定をされる時期、これはいつですか、改定じゃなくて更新、これが終わるときですね。

○田島説明員 この協定によりますと、協定が終わりますのは本年の十一月二十一日でござります。

○神田委員 それでは、今度のこの問題につきましてこれから先の方針として一点お聞きしたいのですが、今度の交渉におきましては、尖閣諸島につきましては日本の領土であり、したがいまして、それに続く海につきましては日本の領海

であるということをきちんと主張を明確にする考え方でありますか、あるいはこの条約を変える場合にそういうことを条文の中に明記させるような形をとるお考えでありますか、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○田島説明員 先ほどお答え申し上げましたとおり、本協定は、尖閣付近の海域は協定の対象水域となつておりますので、今後もこの点については恐らく触ることにならないのではないかとうふうに考えております。

それから、この協定は、いずれの締約国の側の領海等の問題についても規定することを対象とはしておりませんので、そのような点についても触ればいけないと思うのです。漁船がそういうことであるならば、やはり漁業協定によりましてそれは北緯二十六度前後になりますが、その付近はこの協定水域内に含まれておらないという実情でございます。

○神田委員 最後に、私は、この尖閣列島を侵犯しているのは漁船である、このことは重視しなければいけないと思うのです。漁船がそういうことであるならば、やはり漁業協定によりましてそれは北緯二十六度前後になりますが、その付近はこの協定水域内に含まれておらないという実情でございます。

○田島説明員 漁業を安定的に操業するためには、この協定に限らずいろいろなことを考えていいかなければならないと思っております。したがいまして、先生のおっしゃる点を含めまして、どういう形で、あるいはどういう方法により、そのような点を反映させていくか、考えていくかということは十分検討させていただきたいと存じます。

○中尾委員長 津川武一君。

○津川委員 今度の法律を延期するについて、提案理由の中に、試験実施の延長という形で法案を御提案しております。各国の二百海里漁業水域の設定により、新しい海洋秩序の形成が急激に進展したことにより、漁船の操業形態に変化が生じ、保険設計の基礎データに大きな変動をもたらすおそれがあるので、五六年間試験研究を継続する、

提案されているように、日本の漁業にどんな変化が起きているか、まずお尋ねしてみたいと思うのがどうですか。

サケ・マスではどういうふうな変化が起きておられますか。

○森繁政府委員 サケ・マスの流し網、はえな

わいろいろいろございますが、御承知のように、二百海里的前と後で、五十一年、五十二年に比べてみまして漁獲の割り当て量の減少、それから今後の

問題、いろいろ議論がございます。それから、海

域につきまして、ソ連の二百海里の操業が昨年全

部だめになつたというような事情がございます。

それから、隻数につきましても、サケ・マスの流

し網につきまして、五十二年から五十三年にかけ

て三百九十八隻の減船が行われております。それか

ら、サケ・マスのはえなわ漁業につきましては同

じく七十六隻、それから二百海里内の操業が禁止

されるといふことになつておるわけでございます。

その他、カツオ・マグロ、遠洋底びき漁業、沖合

い底びき漁業等、それぞれ漁獲量、漁法、海域、

漁期、隻数、そういうものにつきましていろいろ

な制限、変化があるということをございます。

○津川委員 アメリカとカナダの関係ではどうな

つておりますか、日本のサケ・マス漁業は。

○森繁政府委員 従来、日米加の漁業条約で共

同委員会がございまして、それでまいつたわけでございますが、基本的に今回一応そういう日米加の漁業条約という形は残りますが、それから漁業の共同の委員会というのも残りますが、規制の中身が非常に大きく変わらうとしておるわけでございまして、まだサインは行われておりませんが、

実質合意に達しておりますのは、西経百七十五度から以東の禁捕ラインということで講和条約以来

の形があつたわけでございますが、それを東経百

七十五度まで西へ十度移動をする。その水域につ

きましては、ことにその南部水域につきましては

今後いろいろの調査をした上で入漁をさせるかどうかということを再検討しよう、とりあえずは入漁

をしないでほしい、こういう形になつてきておる

わけでございます。

○津川委員 そこで農林大臣、安倍さん、お聞きのとおりです。サケ・マスは二百海里問題でソ連からもひどく押されている、アメリカからもカナダからも押されてきてる。かなり大きな減少が

日本のサケ・マス漁業に出てきているわけです。

そのため政府に何か見解が必要かと思いませんが、

対策をお尋ねします。

○安倍国務大臣 このサケ・マスにつきまして、これは海洋法会議等で盛んに各國から主張されております。いわゆる瀬河性漁類だ、母川国主義だ、こういうことで、サケ・マスは自分の河川が

おきます。これは海洋法会議等で盛んに各國から主張されております。いわゆる瀬河性漁類だ、母川国主義だ、こういうことで、サケ・マスは自分の河川が

で妥協せざるを得ない。公海のサケ・マスですか
ら、二百海里の外ですから、これは人によつては
公海上のサケ・マスの漁獲は条約を結ばなくて自
由にとれるじやないか、無協約状態に入つてもと
れるじやないか、こういう一部の考え方もあるわけ
ですが、しかし、そういうことをやればこれは日
ソが直接ぶつかるというふうなことになつて、ど
ういう不祥事態が起つてはましれないし、それか
ら、今後ともそうち公海で日本のサケ・マスの
魚獲を確保していくという見地からすれば、これ
はやはり今回は妥協せざるを得ないということ
で、漁獲量についてはまことに不満足であります
し、まことに残念であります。涙をのんだ形での
んだということでございます。

はなはだ殘念でありますけれども、やむを得な
い、これから漁獲を維持していく上から
はやむを得ない、こういうふうに考えております
が、こうした規制は今後ますます強くなつっていく
のじやないか。それだけに、水産外交によつて漁
獲の維持には努力いたしますが、反面、やはり日
本の二百海里以内の漁業の開拓、漁場開発といつ
たものを進めて、日本の二百海里内で日本の國
民が必要とする動物性たん白質の確保を図つてい
くというところにこれらの漁業政策の重点は置
いていかざるを得ないじやないか、こういうふ
うに私は考えております。

○津川委員 大臣の言われるよう、泣き寝入り
せざるを得ない、押されてあきらめる、こういう
ことも一つの方法ですが、この際なので、押され
つ放しの、受け身一方の態勢から抜け出すため
に、北太平洋の漁業をどうするか、資源をどうす
るかという点で、日本から積極的にソ連、アメリ
カ、カナダなどに提案していつて、一つの方策を
模索する、こういう考えはございませんか。受け
身一方でなく、こちらから何か積極的に問題を提
起していく、こういう方針を持つた方がいいと私
は思うのですが、大臣どうでございます。

○安倍国務大臣 あつさりあきらめたわけでも何で
でもないです。押されつ放しというわけでも何で

もありませんし、日本としてはできるだけの外交努力によって、中川農林大臣も今回はイシコフ漁業大臣と七回も会って、ソ連の間違った点を指摘しながらソ連に譲歩を求めたわけですから、最大限の努力をしているわけですし、それから北太平洋の漁獲あるいは漁業秩序の維持については、これまでもとにかく日米加、あるいは日ソでしばしば話し合っておりますし、日本も積極的に提案をして、漁業資源の確保という面から、たとえば、ふ化放流事業等も日ソ関係で協力してやりましょう、そのかわり、資源が許すならば日本も漁獲を行う、こういうことで何回もこれは提案もし、話し合いをしているわけですから、何にもしないで手をつかねて、もうまいだということで放棄したことでは決してないのですから、その辺は誤解になさらないようにお願いいたします。

○津川委員 誤解でなく、積極的に日本からも提案するなりしていくことを重ねて要求して、次の質問に入ります。

今度の提案理由の説明の変化に対し、スケソウやカレイなどの底びき漁業にどんな変化が及んでおるか、これを説明していただきます。

○森(整)政府委員 遠洋底びき、沖合い底びきでございますが、漁獲量はスケソウが大分削減をされまして、アメリカ、ソ連両水域で約四分の一の漁獲量の削減が行われております。それに伴いまして、いろいろ減船措置も講じられて、いわゆる北転船の減船問題ということが一つ、それから漁場の南北洋のオキアミへ転換する、あるいは海山への調査船を出すというようなこととの転換が行われる。そういうなことで、従来のたとえて申しますと、アリューシャン、オホーツクのスクートウと、あるいはペーリングのメスケと、そういう年間の入れかえてやっている操業形態が非常に変わつてくるというような問題があるうかと思います。

それから、沖合いの底びきにつきましては、いろいろトロール問題の漁法問題につきまして、若干最近トラブルが出てきておりますが、そういう

○津川委員 そこで、トロール漁業ですが、着底トロールについて日本とソ連との間に意見の食い違いが出ておりまして、大変な事態になつております。ソ連海域で操業中の日本の北転船や沖合い底びき漁業船に対して、最近ソ連側がまた難題をふっかけできました。各トロール船が従来から実施してきた着底トロール漁法を禁止するという突然のソ連の通告で、北洋の基地、釧路、八戸、釜石などでは法外な罰金や拿捕を恐れて、北転船、底びき船が着々と帰港しております。八戸港で言ふならば、所属の各トロール船はまだ魚をとり残しておる、割り当て量のうちで、とったのがたつたの一四%、こういう状態であります。北転船で一四%、底びき船で一八%、これで拿捕や罰金を恐れて帰つてきております。

こういう状態になつておりますが、この着底トロールのことについて、この間の暫定協定ではどうなつておつたのです。暫定協定で着底トロールは認められたのではありませんか、これはどうでござります。

○森(篤)政府委員 三月中旬からだいまトラブルが起つてゐることは御指摘のとおりでございますが、ただいまモスクワで交渉が行われておりますので、十八日まで取り締まりを行わないということがさらに延びまして、モスクワで交渉中の間は取り締まりの開始は見合わせるということで、いま鋭意調整中でございます。

そこで、御質問の、昨年以来、着底トロールに對しては今まで指摘がなかつたわけでございますが、昨年の日ソの交換書簡におましましては、着底トロールが認められない場合は、特に離底トロールといふことで明記をされておりまして、その他の場合は各層トロールと表現されておつたわけでございます。そこで、各層トロールには着底トロールが含まれるということは明らかでございます。あるいは漁獲量の削減が行われておるということでもござります。

それから、ソ日の交換書簡におきましては、着底トロールが認められない場合は「各層トロール（着底トロールを除く）」と、括弧して（着底トロールを除く）という形で着底トロールを認めない場合は表掲をしている。逆に申せば、認められる場合は、「各層トロール」と書いてあれば当然認められるということに相なるという解釈をとつておるわけあります。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、先ほど申しましたように、モスクワで交渉が行われておりますか。近く解決が図られる見込みとなつておるわけであります。

○津川委員 この点で、モスクワにいる日本の代表団がどんな交渉をしておりますか。近く解決が見られると言つておりますが、どんな解決になります。この点答えていただきます。

○森(整)政府委員 話の筋は、着底トロールでソ連側が問題にしておりますのは、大陸だな資源のいろいろにつきまして資源上の保護をしなければいけないということ、そういう観点からの当然の指摘だと思いますが、そこで、從来争いのなかつた問題について今回、年度の途中でそういうことを急にいろいろ指摘されても、それはそもそも協定の考え方を変えなければいかぬ、あるいは数量もクオータも変わつてくるではないかということです、ことしについてはともかく一応のルールをつくつて、それはやめる、今後の問題として、改めて着底トロールというものをどういうふうに規制を考えていくか、そういうことを別途協議をするという方向で一応話し合いを続けておるというのが現状でございます。

○津川委員 長官のいまのこととそういうのと今後といふのはいつですか。

○森(整)政府委員 要するに、いま暫定協定が一年延びていて、その期間というふうに私どもは理解をしております。

○津川委員 そこで、急にこれを通告してきたのが三月の十六日、それまでいいと言つていたの

を急に三月十六日からそう言つてきたわけでござります。

そこで、四月の十一日に八戸の福島漁業部の第八十五惣宝丸、これがソ連沿岸警備船の臨検を受け、直径五センチ程度のツブの破れたからと、五、六センチの天然の海草一本、ヒトデ一つついでいただけで三百八十九万七千七百円直ちに支払えと言つて、そして、それをやられたわけです。この点で漁労長は、この前にも二回臨検を受けたが、そのくらいの雜物がひつかかっている程度は何らの注意も与えられないので、監督官の気まぐれで罰金を科せられているようなもので、全くでたらめでどうにもならない、こういうことなんです。ソ連は中層びきでなければ違反だと言うが、着底びきでなければ一匹もとれない海域では、もうこれから出漁する船はなくなると言つております。

○森(整)政府委員 御指摘の第八十五惣宝丸といふんですか、この事件につきましては、これは着底トロールではないし大陸棚資源の混獲禁止の規定にひつかかって理解をいたしておられます。要するに、たまたまかかったものは海中に戻せということあります。それが戻つてなかつたということのようでございます。

いまの後段の問題、罰金を取り返すというか、そういう問題につきまして、まだそういう申請が上がつておりませんが、もう少し事情をよく見まして、さらに調査をいたしましてどうするか検討をさせていただきたいというふうに思います。

○津川委員 この船は前二回臨検を受けて同じような状態であったのです。たまたまついておつたというだけでこうなる。これだと漁民が安心して

できぬ。この点で政府もソ連と十分話し合わなければならぬと思うのです。この点が一つなんですが、この点、國にその意思が全然ないのか、あるいは、この点、國にその意思が全然ないのか、た損害に対しては、事務費だけでなく國が何らかの補償をするべきだ、幾らか援助すべきだと思つたのを、ここに問題があるし、同時に政府に対する不信も出てくるので、ここいらはじっくりとソ連と話し合いをして、また本人からも政府に救済方を申請していくと思いますが、そのときはひとつ必要な処置をしていかなければならぬと思います。

そこで、今度の法案の提案の理由の一つに、漁業の形態がかなり変わってきた中で、罰金、拿捕が多くなったということが一つの変化なんです。この罰金と拿捕に対して政府はどうするのか、方針を伺わせていただきます。

○森(整)政府委員 二百海里時代に入りました、今までの特殊保険なり乗組員の給与に対しますが、特殊保険を現在国がやつておりますけれども、これにつきましても一応事務費しか見てない。その例をなつたというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、後段の問題につきましては、今回の考え方というのはやはり国が直接いろいろやるということはちょっととならないのではないかといふ考え方から、漁船保険中央会の事業として仕組んでおるわけでございまして、このいろいろな成果を見まして、さらにいろいろ検討をしていただきたいというふうに思います。

○津川委員 いま申し上げましたようなサケ・マスなどとか底びき、こういう変化が出てきましたので、この漁船積荷保険臨時措置法の内容に将来どんな影響を与えるという見通しがあるのか、これが一つ。

第二の問題は、漁獲物保険、これがござりますが、この積荷保険との関係がどうなつて、これが将来これをどうするのか、この二点を質問して、答えるよつてはこれで終わります。

○森(整)政府委員 第一点の問題は、母集団等の影響が当然出てくるわけでございますから、そういう意味で当然保険設計上、損害率等にも影響があるものというふうに理解をいたしております。

後段の問題につきましては、民間の漁獲物保険

時に、自分に落ち度がなく、悪意がなくてやられたりけれども、五、六センチの海草一本、ヒトデ一つですよ。こういう状態で今まで何ともながつたのを、ここに問題があるし、同時に政府に対する不信も出てくるので、ここいらはじっくりとソ連と話し合いをして、また本人からも政府に救済方を申請していくと思いますが、そのときはひとつ必要な処置をしていかなければならぬと思います。

時間がだんだんなったので、もう一つ伺いますけれども、拿捕された場合、これもこちらに手落ちがなくて拿捕されて、そのため魚、漁具、油などというものを向こうに持つていかれた、その場合にこの法律で損害を補償してやる対象にすべきだと思いますが、この二点お伺いします。

○森(整)政府委員 前段の御質問でござりますが、特殊保険を現在国がやつておりますけれども、これにつきましても一応事務費しか見てない。その例をなつたというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、後段の問題につきましては、今回の考え方というのはやはり国が直接いろいろやるということはちょっととならないのではないかといふ考え方から、漁船保険中央会の事業として仕組んでおるわけでございまして、このいろいろな成績を見まして、さらにいろいろ検討をしていただきたいというふうに思います。

○中尾委員長 これより本案に対する質疑は終了いたしました。

○中尾委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中尾委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中尾委員長 これより本案を討論に付するのであります。別に討論の中出しもありませんので、直ちに採決いたします。

○中尾委員長 漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中尾委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○中尾委員長 この際、本案に対し、角屋堅次郎君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民會議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民會議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して、漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

○津川委員 こういうことが大きくなつていけません。日本が助成をするということはいま考えておりません。

○津川委員 こういうことが大きくなつていけます。日本が助成することになる。やらせない

る法律案に対する附帯決議(案)

政府は、我が國漁業をめぐる国際環境がきわめて厳しい現状にかんがみ、新たな漁業情勢に即した我が國漁業の健全な発展を図るために、強力な漁業外交等を通じて漁業実績の確保と新漁場の開発促進に努め、併せて沿岸漁場の整備開発、増養殖の推進等、我が國周辺水域における漁業振興対策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たり速やかに左記事項の実現に努めるべきである。

一、漁船積荷保険については、試験実施の延長を安易に受け止めることなく、既往の保険設計上の知見と漁業事情の変化を見極めつつ、新たな基礎資料の整備に努め、可及的速やかに本格実施に移行すること。

二、漁船積荷保険の保険料率については、保険収支の実態に照らし、漁業者の保険料負担軽減の方向で検討すること。

三、漁船積荷保険の対象となる漁業種類及び漁船トン数の下限については、その拡大に努めること。

四、漁船積荷保険と漁船船主責任保険の試験実施の時期と期間は異なるが、双方関連させつゝ本格実施に当たつては、漁船保険も含め、全般的な体系について十分検討すること。

五、漁業関係の保険、共済制度の統合、「一元化」の実施について事務共同化の成果をみつつ前向きに検討を加えること。

六、北方海域等における漁船の安全操業の確保のため、漁業者の指導、拿捕等に対する措置につき万全を期すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通して、すでに各位の十分御承知のところと想りますので、説明は省略させていただき何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○中尾委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。角屋堅次郎君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中尾委員長 起立総員。よって、動議のごとく決しました。

○安倍國務大臣 この際、ただいまの附帯決議について政府より所信を求めます。安倍農林大臣臨時代理。

○安倍國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいる所存でござります。

○中尾委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中尾委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

【本号末尾に掲載】

○安倍國務大臣 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その御説明申し上げます。

農業者年金制度は、御承知のように、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことによって、農業經營の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資することを目的として昭和四十六年一月に発足したものです。本制度につきましては、昭和四十九年度及び昭和五十一年度におきまして、その改善充実が図られるとともに、昭和五十二年度におきましては、年金額を物価の変動に応じて改定するいわゆる物価スライド制の実施時期の繰り上げ措置が講じられたところであります。

しかししながら、その後における社会経済情勢の変化、国民年金等の関連諸制度における制度改善の状況等にかんがみ、本制度におきましても、改善充実のための措置を講ずることが必要となつておりますので、今回、改正を行うこととしたした次第であります。

本法律案の内容は、次のとおりであります。

第一は、昭和五十三年度における物価スライド制の実施時期の繰り上げですが、昭和五十四年一月から昭和五十三年七月に繰り上げて実施することといたしております。

第二は、保険料の特例納付措置であります。保険料の納付期限が過ぎて時効が完成したため、所定の期間に見合う保険料を納めることができず、年金を受給できなくなっている者等を救済するた

め、これらの者について、昭和五十三年七月一日から昭和五十四年十二月三十一日までの間に限り、保険料を納めていない過去の被保険者期間について一月につき三千六百円の保険料を納付する

ことがでできるよういたしております。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願ひ申し上げます。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団体職員の福利厚生の向上を図り、農林漁業団体の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐年改善を見てまいりました。

今回の改正は、その給付に関しまして、恩給制度等の一部を改正するものであります。

度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改定に準じて、既裁定年金の額の引き上げ、最低保障額の引き上げ等により給付水準の引き上げを行おうとするものであります。

今回の主要な改正点は、次の四点でございます。

改正の第一点は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十三年四月分以後、昨年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として引き上げることにより年金額の引き上げを行おうとするものであります。

改正の第二点は、退職年金等についてのいわゆる絶対最低保障額の引き上げであります。これは恩給制度の改善に準じ退職年金等の絶対最低保障額を昭和五十三年四月分から引き上げであります。これは

十歳以上の者等に係る遺族年金については、その額を昭和五十三年六月分からさらに引き上げることにより年金額の引き上げであります。これは六十歳以上の者等に係る遺族年金については、その額を昭和五十三年六月分からさらに引き上げであります。

改正の第三点は、遺族年金についての寡婦加算の額の引き上げであります。これは六十歳以上の寡婦または子がいる寡婦の遺族年金に加算される額を昭和五十三年六月分から引き上げることにより年金額を増加するものであります。

改正の第四点は、掛金及び給付の額の算定の基準となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員等の一部を改正する法律案

に千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加算して得た額(その額が四百五十六万円を超えるときは、四百五十万円とする。)と/or)をそれぞれ平均標準給与の年額又は正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の法、九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三条の六第三項若しくは第四項」とあるのは、「第三条の七第五項において準用する第三条の六第三項若しくは第四項」と読み替えるものとする。

第二条の二十一 第二条の十七第一項の規定適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の改定年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百五十六万円とする。)をそれぞれ平均標準給与の年額又は正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の法、九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であった期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第一条の二十一 第二条の十八第一項又は第二条の規定の適用を受ける年金については、昭

の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による遺族年金については、その額につき前条第五項において準用する第三条の六第三項若しくは第四項の規定、附則第二十六項において準用する附則第二十項若しくは第二十一項の規定又は法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額からこれららの規定により加算される額に相当する額を控除した額とする。)を総称する。)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十二
万二千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六
万六千五百円

一 障害年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が「十
年以上」であるものに係る年金 六十二万
二千円

六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で

組合員期間が二十年以上あるものに係る年金 四十六万六千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万千円

三 遺族年金 次のイからへまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからへまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金額の計算の基礎となつた組合員期間が

第一類第八号 農林水產委員會議錄第十六號

分以後、その額を、当該通算過年度年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第五条中「第二条の十八」を「第一条の二十」に改める。

(昭和五十三年四月以後の資格喪失事由等に
係る退職年金等の最低保障及び遺族年金の額
に係る加算の特例)

昭和五十三年四月一日以後に第
一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任
意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条
第一項第二号の障害給付の請求をした任意継
続組合員についての当該資格喪失事由又は障
害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金
(法第四十六条の六の規定の適用がある遺族
年金を除く。以下「昭和五十三年四月以後の
年金」と総称する。)については、五十三年四
月以後の比較対象年金額(昭和五十三年四
月以後の年金の額(遺族年金については、そ
の額につき法第四十六条の五の規定の適用が
ある場合には、その額から同条の規定により
加算されるべき額に相当する額を控除した
額)をいう。)が当該各号に掲げる額に満たな
いときは、当分の間、その額を当該各号に掲
げる額とする。この場合においては、第一条
の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の
区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十二
万二千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六
万六千五百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額

イ 六十五歳以上との者で組合員期間が二十
年以上であるものに係る年金 六十二万

口 二千円
ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金（イに掲げる年金を除く）及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 四十六万六千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三
十一万円
三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲

昭和五十三年四月以後の年金のうち退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき又は昭和五十三年四月以後の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。)が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

昭和五十三年四月以後の年金のうち還族年金を受ける権利を有する者（遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。）が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

附則第二十項及び第二十一項の規定は、附則第二十七項の規定又は附則第二十九項において準用する附則第二十四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。こ

「四十四万八千五百円」を「四十六万六千五百円」に改め、同項第三号中「二十九万四千五百円」を「三十一万五千円」に改める。

の月額の基礎となつた給与月額を第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみる。

五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項を削り、同条第六項を削る。

（遺族年金の額に係る加算の特例に関する経過措置）

附則第十六条第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項から前項まで」を「前一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とする。

(正法の平成創始給与の仮定年額に関する細則)
措置)

第四条 第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお、従前の例による。

(政令への委任)

附
見

(施行期日)

第五条 この附則に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

理
由

農林漁業団体職員共済組合による給付に閑し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、寡婦加算の額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十九年改正法」という。附則第四条第十号、第七条第六項及び第十二条第三項の改正規定を除くは、同年六月一日から施行する。

う。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十三年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万四千円以下である者又は三十六万円である者(給与月額が三十六万五千円未満である者を除く。)の同日から同年九月までの標準給与は、当該標準給与

第四十六条の五第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に改め、同項第二号中「六万円」を「七万二千円」に改め、同項第三号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第十号中「四百三十二万円」を「四百五十六万円」に改める。